令和2年 朝日村議会

9月定例会会議録

令和 2 年 9 月 3 日 開会 令和 2 年 9 月 11 日 閉会

朝日村議会

令 和 二 年 朝日村議会 九月定例会会議録

令

和 二

年

朝日村議会

九月定例会会議録

朝 日 日 村 村 議

会

会

令和2年朝日村議会9月定例会会議録目次

○招集告示	• 1
○応招·不応招議員······	. 2
第 1 号 (9月3日)	
○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
○出席議員	• 4
○欠席議員	• 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	• 4
○事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
○開会及び開議	. 6
○議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6
○会議録署名議員の指名	. 6
○会期の決定	. 6
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
○議案第71号から議案第87号まで及び認定第1号から認定第7号までの上程	. 7
○議案提案説明	. 7
○健全化比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について1	8
○令和元年度決算審査報告	9
○議案内容説明	6
○散 会····································	7
○署名議員	9
第 2 号 (9月10日)	
○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名3	1
○事務局職員出席者	1

○開		議…		• • • • • •	• • • • • • • • •			•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • •		• • • • • •	•••••	• • • • • •	. 3	2
○議	事日	程の	報告		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •											••••	3	2
○会	議録	署名	議員	負の指	名											••••	3	2
○諸	般の	報告	÷	• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •											••••	3	2
O-	·般質	問…		• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •										• • • • • •	•••••	3	2
	中	村	文	映	君											••••	3	3
	齊	藤	勝	則	君									. 		•••••	. 4	1
	上	條	昭	三	君									· • • • • •			. 5	0
	北	村	直	樹	君											••••	. 5	7
	上	條	俊	策	君											••••	6	6
	高	橋	良	$\vec{-}$	君								• • • • • •	· • • • • • •		• • • • • •	. 7	3
	清	沢	正	毅	君									· • • • • •			. 7	6
	髙	橋	廣	美	君			•••••						•••••	•••••		8	6
	林		邦	宏	君						•••••	• • • • • • •		• • • • • •	•••••		8	9
○散	ζ	会…	• • • • •	• • • • • •	• • • • • • • • •			•••••							•••••		. 9	5
○署名議員9												7						
	第	3	号	(9	月11	日)												
○講	事日	程…		• • • • • •	• • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					• • • • • • •		•••••	•••••	• • • • • •	. 9	9
O 出	席議	員		• • • • • •			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • •	•••••			. 9	9
〇久	席議	員			• • • • • • • • • •							• • • • • • •		•••••	••••	• • • • • •	. 9	9
○地	方自	治法	第 1	2 1	条の規	定によ	り説明	のた	め出た	席した	者の職	战氏名		•••••	•••••	• • • • • •	. 9	9
○事	務局	職員	出席	舌者…	• • • • • • • • •							• • • • • • •		•••••	•••••	1	L 0	0
○開		議…		• • • • • •			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • •	•••••]	L 0	1
○講	事日	程の	報告	÷			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • •	•••••]	L 0	1
○会	議録	署名	議員	負の指	6名							• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • •		1	L O	1
○諸	般の	報告	÷	• • • • • •								• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • •		1	L O	1
○講	案第	7 1	号か	ら議	案第8	7号ま	で及び	認定	第1	号から	認定第	第7号	まで	の質				
疑	、計	論、	採決	Ļ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •							• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • •]	L 0	2
○追	加議	案	発譲	義第 3	号の上	.程								· • • • • • •]	l 1	2

○発議第3号の議案提案説明······11	2
○発議第3号の議案内容説明11	3
○発議第3号の質疑、討論、採決11	. 3
○議員派遣について11	4
○閉会中の継続調査の申出について	4
○村長挨拶	5
○閉 会	5
○署名議員	7

令和2年朝日村告示第57号

令和2年朝日村議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月28日

朝日村長 小林弘幸

- 1 期 日 令和2年9月3日
- 2 場 所 朝日村役場

○応招·不応招議員

応招議員(10名)

1番	上	條	俊	策	君		2番	高	橋	良	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
3番	清	沢	正	毅	君		5番	髙	橋	廣	美	君
6番	林		邦	宏	君		7番	中	村	文	映	君
8番	齊	藤	勝	則	君		9番	上	條	昭	三	君
10番	北	村	直	樹	君	1	1番	塩	原	智惠	美	君

不応招議員 (なし)

令和2年朝日村議会9月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和2年9月3日(木)午前9時開会

開 会

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 (1)会期の決定
 - (2) 審議日程表
- 第 3 諸般の報告

(付議事件)

- 第 4 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度朝日村一般会計補 正予算(第5号)について)
- 第 5 議案第72号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例について
- 第 6 議案第73号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第74号 職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第75号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第76号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について
- 第10 議案第77号 朝日村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第78号 朝日村保育所条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第79号 朝日村放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第80号 朝日村子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第81号 朝日村新たな出産祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第82号 朝日村商工業振興条例の一部を改正する条例について

- 第16 議案第83号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第84号 令和2年度朝日村一般会計補正予算(第6号)について
- 第18 議案第85号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第19 議案第86号 令和2年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第20 議案第87号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第3号)について
- 第21 認定第 1号 令和元年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 2号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 3号 令和元年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 4号 令和元年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 5号 令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- 第26 認定第 6号 令和元年度朝日村簡易水道事業会計決算認定について
- 第27 認定第 7号 令和元年度朝日村下水道事業会計決算認定について
- 第28 議案提案説明
- 第29 報告第5号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
- 第30 令和元年度決算審查報告
- 第31 議案内容説明

出席議員(10名)

1番 上條俊策君 2番 高橋良二君

3番 清 沢 正 毅 君 5番 髙 橋 廣 美 君

6番 林 邦 宏 君 7番 中 村 文 映 君

8番 齊藤勝則君 9番 上條昭三君

10番 北村直樹君 11番 塩原智惠美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 小林弘幸君 副 村長 小池貴浩君

教 育 長 百 瀬 司 郎 君 代表監査委員 上 條 良 久 君

 会計管理者兼総務課長
 塩原康視君
 企画財政課長
 上條晴彦君

 住民福祉課長
 上條文枝君
 建設環境課長
 上條浩充君

 産業振興課長
 清沢光寿君
 教育次長
 上條靖尚君

 子育で支援
 中村聡子君

事務局職員出席者

議会事務局長 上條裕子君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長(塩原智惠美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年朝日村議会9月定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(塩原智惠美君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(塩原智惠美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 林 邦宏議員

7番 中村文映議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(塩原智惠美君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月11日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月11日までの9日間と決定いたしました。 次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(塩原智惠美君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、代表監査委員、教育長、各課長、係長であります。 入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。これで諸般の報告を終わります。

◎議案第71号から議案第87号まで及び認定第1号から認定第7号までの上程

○議長(塩原智惠美君) この際、日程第4、議案第71号から日程第20、議案第87号まで及び 日程第21、認定第1号から日程第27、認定第7号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長(塩原智惠美君) 日程第28、ただいま提出されました議案第71号から議案第87号まで 及び認定第1号から認定第7号までの議案提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

〇村長(小林弘幸君) おはようございます。

本日ここに、令和2年、朝日村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様に はご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、村民の皆様方には、常日頃よりコロナ感染防止等、村政へのご協力に対し感謝を申し上げます。

中国で新型コロナウイルスが発生したとの報道からまだ7か月、ウイルスは世界中に蔓延 し、第2波と目されるウイルスの感染は地方に広がり、医療現場のひっ迫した状況はさらに 厳しさを増しています。

また、経済面では4月から6月のGDPは国内販売や輸出の不振により、年率換算マイナス27.8%となり、リーマンショックを超える最大の下げ幅となるなど、今後さらに厳しい状況に陥るのではと心配されます。まさしく、私たちは今、未曽有の世界の真っただ中にいるということであります。

今まで、国・県・村単独での感染防止活動や影響の大きい地域経済への各種救済措置を講じてまいりました。今後、朝日村といたしましても、コロナに対しては地域経済との両立を図り、感染防止対策をもう一段上げていくことが急務です。村民の皆様におかれましては、ウイルス感染への予知能力を高めていただくこととハンディータイプの消毒液を全戸に配布いたしますので、出先ですぐに消毒対策を取ることをお願いしたいと思います。

コロナが朝日村へ及ぼした影響を整理しますと、保育園、小学校、中学校の行事を初め、 ボランティア活動等、全ての行事が縮小、延期または中止となり、心や文化への影響や村民 の行政参画意識の希薄化が心配されます。

コロナ禍においてやってよかった例として、オンライン成人式がありました。多くの自治体が延期に踏み切りましたが、今後も状況が変わらないと判断し、コロナ感染防止対策を取った上で可能なスタイルがオンライン参加による成人式でありました。参加者にも大変感謝されましたし、マスコミにも大きく取り上げられました。

テレワークと仕事のやり方も大きく変わりつつあります。

役場での事務作業もIT化、サテライト化へと大かじを切りました。

また、9月6日の地震総合防災訓練も村民全員参加の訓練を見送り、地区の役員さんによる情報伝達訓練と役場職員の訓練のみの内容に変更をいたしました。

一連の活動がWithコロナ、Afterコロナ時代の新生活様式になっていくのかもしれません。

この半年、コロナ、コロナー色でありましたが、夏となりさらに熱中症対策が加わり、今後は秋の台風シーズンとなります。昨年のような災害が起こらないことを祈ると同時に、備えに万全を期す所存でございます。

ここで、コロナ関係から離れ、村政で動きのあった重要テーマについて進捗報告をいたします。

初めに、あさひプライムスキー場等観光施設についてでございます。

プライムスキー場に関しましては紆余曲折がございましたが、大型投資をせずに可能な限 りスキー場を運営しようと決め、指定管理者を募ってまいりました。

コロナ禍となり、今シーズンは休止もやむを得ない状況でしたが、現在、新たな事業者と 交渉中でございます。

スキー場、コテージ、キャンプ場等一連の施設において、指定管理者としての承認のステップを踏んで、手続が整いましたら、議会に協力をいただき、9月末までに臨時議会で条例や予算等お諮りをしたいと思います。

次に、報酬の未払い問題についてでございます。

区長や議員など非常勤特別職で報酬が支払われている者が、別の非常勤特別職として会議等に出席した場合、その報酬も支払うべきところ、報酬が重複するとの理由で支払われていない状況が平成17年から続いてまいりました。

平成15年に策定した朝日村の自立計画の推進に当たり、報酬を辞退する動きがあったこと が発端と見られますが、条例改正等の手続もないままでありました。

今議会では関係条例の改正と過去5年に遡り、未払額108万3,000円を補正予算で盛りたいと思います。

次に、総務課関係でございます。

庁内オフィスワークのPC化、IT化とも言うべく、文書管理の電子化と電子決済システムを7月より稼働をいたしました。

決済業務におきましては、書類の約85%の電子化が図られています。コロナ禍でテレワーク化が叫ばれていますが、そのための環境整備にも今後取りかかりたいと思います。

議会もタブレットPCの導入により、ペーパーレス、将来はオンライン議会も夢ではなさ そうです。そのほか、行政改革大綱の制定、男女共同参画計画策定、行政の品質向上を狙い、 内務監査制度の導入等にも着手をいたしました。

次に、企画財政課関係でございます。

住民要望の多かった買物バスについて、8月4日より毎週火曜日、木曜日に山形村の複合商業施設まで試験運行を開始いたしました。利用状況は、スタートして間もありませんが、1便平均8人の利用状況でございます。利用者の声として、自分のものは自分で買いたい、運転に不安があるので助かる、外出の機会が増えて出かけるのが楽しいなど、よい評価をいただいております。

また、松本市、山形村と来年3月を目標に松本地域公共交通計画の策定を進めています。 複数の自治体が連携した計画策定は前例がなく、国土交通省でも注目をしているようでございます。

次に、住民福祉課関係でございます。

朝日村健康づくり計画事業の一環として、「日本一野菜を食べる村づくり」の活動を開始 しました。アンケートの結果、農業が基幹産業である朝日村においても、村民の半数が一日 で必要な目安350グラムが取れていないことが分かりました。今後は、おいしい野菜をたく さん食べて健康づくりができる活動に取り組んでまいります。

次に、建設環境課関係でございます。

大規模道路舗装修繕工事として、現在、針尾橋から大道加工所間を行っておりますが、朝日村の村道は下水道事業が終了した平成16年に一斉に全面舗装工事を実施以来、大規模な修繕は行ってきませんでした。その結果、老朽化が進んでおり、村道約130キロメートルの調査を基に個別施設計画に落とし込み、昨年度から幹線道路を優先に小野沢堤防道路、今年度は中古見集落内道路等を実施しております。

次に、産業振興課関係でございます。

7月豪雨により林道鉢盛山線の一部が崩落し、通行禁止状態となっておりますが、国の補助がつきましたので、年度内に復旧の見通しです。

キャンプ場につきましては、7月23日よりオープンし、8月末までに415人の利用がありました。うち、村内利用者は55人となっております。9月末まで土日祝日の営業を行い、村民の皆様は無料となりますので、ご利用をお願いいたします。

コロナ対応として、中小企業の事業継続給付金、最大20万円の支給ですが、56件、約950 万円の申請となっております。また、50%プレミアム商品券ですが、8月末時点で約70%の 販売状況でございます。販売は9月末まででありますので、ご購入をお願いいたします。

次に、教育委員会関係でございます。

公民館行事に関しましては、夏のお夏まつり、秋の体育祭等多くの行事を中止といたしま

したが、地区対抗野球大会は交流試合の2試合を行い、かろうじて第73回大会をつなぐことができました。

未来を担う子供たちに学習の場を提供する朝日未来塾が信州大学のご協力により開講し、 中学生16名が参加をいたしました。来年の2月まで12日間の開催を予定しております。

大学生を対象とした1人3万円の学生応援緊急給付金は45名の学生さんが申請を済ませています。

それでは、ただいま上程されました案件につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、専決処分1件、条例11件、契約1件、予算4件の計17件と 決算認定7件でございます。

まず初めに、議案第71号 令和2年度朝日村一般会計補正予算(第5号)の専決処分につきましては、既定の予算に2,340万円を追加し、予算総額を39億8,100万円としたものでございます。

主な内容は、コロナ感染症対策事業としての消毒液やマスクなど対策用品等整備に伴う増額でございます。

次に、議案第72号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例につきましては、第4条の言い回しの修正に伴い、所要の改正をしたものでございます。 次に、議案第73号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例につきましては、別表の表記の見直しに伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第74号 職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例につきましては、在勤地 内を村内全域とし、村内の出張に関しては、旅費を支給しない改正に伴い、所要の改正をし たものでございます。

次に、議案第75号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、及び議案第76号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、及び議案第77号 朝日村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、朝日村事務処理規則及び朝日村教育委員会事務局組織規則の改正による見直しと関係法令の改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第78号 朝日村保育所条例の一部を改正する条例、及び議案第79号 朝日村放 課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例、及び議案第80号 朝日村子育て支援センタ 一条例の一部を改正する条例、及び議案第81号 朝日村新たな出産祝金支給条例の一部を改正する条例につきましては、朝日村事務処理規則及び朝日村教育委員会事務局組織規則の改正による見直しに伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第82号 朝日村商工業振興条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者へ事業継続のための融資あっせん等の支援をすることによる所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第83号 工事請負契約の締結につきましては、松ノ木橋修繕工事の請負契約を 締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第84号から第87号までは補正予算でございます。

初めに、議案第84号 令和2年度朝日村一般会計補正予算(第6号)につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1億4,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,620万円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金1億607万3,000円で、新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金の交付限度額全額を歳入に見込み、これまで新型コロナ対策事業の財源に充 てていた財政調整基金との財源振替等を行うものでございます。

歳出では、手洗い水栓増設などの小学校施設改修費2,900万円を初めとした新型コロナウイルス感染症対策事業、行政テレワークシステム構築事業3,569万4,000円、7月豪雨に伴う林道災害復旧事業317万円が主な内容でございます。

次に、議案第85号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ5万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,607万6,000円とするものでございます。過年度報酬未払いに伴い補正するものでございます。

次に、議案第86号 令和2年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ48万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,418万9,000円とするものでございます。過年度実績に基づく給付費等交付金の精算に伴う補正でございます。

次に、議案第87号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、収益的支出を2万7,000円追加し、総額を1億712万8,000円とするものでございます。 過年度報酬未払いに伴い補正をするものでございます。

次に、認定第1号から第7号までは令和元年度決算認定でございます。

初めに、認定第1号 令和元年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入 決算額30億7,045万2,000円、歳出決算額29億1,874万1,000円について、決算の認定に付する ものでございます。

次に、認定第2号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億6,644万6,000円、歳出決算額4億6,436万2,000円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第3号 令和元年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、 歳入歳出決算額それぞれ5億1,385万2,000円について、決算の認定に付するものでございま す。

次に、認定第4号 令和元年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額それぞれ5,282万6,000円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第5号 令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額3,740万4,000円、歳出決算額3,735万円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第6号 令和元年度朝日村簡易水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入決算額1億4,582万2,000円、収益的支出決算額1億3,074万6,000円、資本的収入決算額6,067万円、資本的支出決算額9,498万3,000円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第7号 令和元年度朝日村下水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入決算額3億3,406万2,000円、収益的支出決算額2億8,152万5,000円、資本的収入決算額1億6,484万8,000円、資本的支出決算額2億3,654万7,000円について、決算の認定に付するものでございます。

以上、本日提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げましたが、決算につきま しては会計管理者から、条例、予算等につきましては担当課長及び担当者より補足説明いた しますので、よろしくご審議のほど賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) ここで決算書について説明があります。

塩原会計管理者。

[会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇]

〇会計管理者兼総務課長(塩原康視君) 私からは、認定第1号から第7号までの一般会計及 び特別会計並びに公営企業の決算認定につきまして補足説明をさせていただきます。

金額は千円単位を切り捨て、万単位で説明いたします。また、決算の総額につきましては、 先ほど村長が申し上げましたので省略させていただきますので、ご了承いただきます点をお 願いいたします。

では、決算書の添付資料の決算説明書、ピンクの用紙となりますけれども、それにつきまして説明を申し上げますので、決算書の後ろにあります8-2ページをご覧いただけますか。8-2と書いてございますけれども。

では、説明させていただきます。

会計別歳入歳出決算総括表ですけれども、令和元年度は一般会計のほか4つの特別会計が 執行されました。また、簡易水道事業会計、下水道事業会計につきましては、令和元年度か ら地方公営企業法を適用した事業会計として予算を執行いたしました。

それでは、8-11ページをご覧いただきたいと思います。

それでは、8-11ページになりますが、一般会計歳入の款別決算額でございます。

歳入の内容につきましては後ほど説明させていただきますので、ここでは収入未済額について説明させていただきます。

収入未済額は総額2億8,701万円でございます。

1款村税399万円、これは主に固定資産税、村民税の未収金によるものであります。

12款使用料及び手数料3万円は、督促手数料の未収金であります。

13款国庫支出金の5,543万円、14款県支出金の1,908万円、19款諸収入の156万円、20款村債の2億690万円につきましては、それぞれ繰越事業の特定財源として翌年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、8-12ページをご覧ください。

一般会計歳入の決算状況で、前年度との比較となってございます。歳入の主なものを説明 させていただきます。

1款の村税は6億1,318万円、1.1%の増でございます。個人住民税、固定資産税等の増によるものでございます。

8款の地方特例交付金は1,910万円、539.6%の増であります。令和元年度に限り交付された子ども・子育て支援臨時交付金による増であります。

9款の地方交付税は15億1,753万円で、4.7%の増となりました。これは、普通交付税の増

によるものです。

17款の繰入金は100万円で、99.8%の減であります。前年度実施した繰上償還に伴う庁舎建設基金繰入金の減になっております。

続きまして、8-15ページをご覧ください。

一般会計歳出の款別決算額でございます。

翌年度への繰越額は3億1,039万円でございます。これは、6月定例会で報告をさせていただきました12事業の繰越しに伴うものでございます。

続きまして、8-16ページをご覧ください。

一般会計歳出の決算状況で、前年度との比較です。

前年と比較しまして大きく増減したものを申し上げます。

7款の商工費は1億3,320万円、24.4%の増となりました。交流拠点施設整備事業、ゲストハウスの増によるものであります。

8款の土木費は3億7,236万円、27.7%の減となりました。向陽台連絡道路整備事業、下 水道事業会計への負担金、いわゆる繰出金になりますが、その減によるものであります。

11款の災害復旧費は314万円です。83.2%の減となりました。林道施設災害復旧事業の減によるものです。

12款の公債費は1億9,934万円、72.6%の減。これは、庁舎関連の繰上償還金の減による ものであります。

続きまして、令和元年度の主な事業について課ごとに申し上げます。

資料戻りまして、8-3ページをご覧いただきたいと思います。

このページにつきましては、後ほど各課より詳しく説明いたしますので、ここでは主なも ののみ申し上げます。

初めに、総務課関係では、会計年度任用職員制度策定事業に65万円、人事評価制度システム策定事業に148万円、消防費の関係では、緊急防災減災事業として防火水槽設置工事に2,830万円、次に、8-4ページをお願いいたします。

企画財政課関係では、第6次総合計画策定事業に891万円。

次に、住民福祉課関係では、第1次地域福祉計画策定事業に245万円、プレミアム付商品 券発行事業に310万円。

次に、8-6ページをお願いいたします。

建設環境課関係では、環境基本計画策定事業に529万円、公共施設等適正管理推進事業に

3,761万円、向陽台連絡道路整備事業に7,410万円であります。

次に、8-7ページをお願いいたします。

簡易水道事業会計では、古見配水池 P C タンク内部塗装工事に1,595万円、舟ケ沢水源取水施設改良工事実施設計業務に849万円。

次に、下水道事業会計では、2系曝気装置・3系曝気装置分解整備工事、合わせて1,210 万円。

ピュアラインあさひほか再構築自主設計業務に891万円。

次に、8-8ページをお願いいたします。

産業振興課関係では、地方創生事業による新たな農業の担い手創出事業に1,009万円、県営中山間地域総合整備事業に1,371万円、農地中間管理機構関連、農地整備事業に843万円。

8-9ページをお願いいたします。

交流拠点施設整備事業に4,294万円。

教育関係でありますが、子ども・子育て支援事業計画策定に206万円。

次、8-10ページをお願いいたします。

小学校空調設備設置事業に5,856万円でございます。

以上が令和元年度の主な事業についての説明です。

続きまして、8-48ページをご覧ください。

村債の状況です。

表一番下の合計金額で申し上げます。

令和元年度起債額は2億1,470万円、元金の償還額は1億9,255万円で、令和元年度末の残高は17億8,679万円となっております。

続きまして、8-51ページをご覧ください。

基金の状況となります。

基金は財政調整基金へ3億3,247万円の令和元年度積立てを行いまして、財政調整基金の令和元年度末現在高は14億3,523万円となりました。

なお、基金の総額は、前年度から 3 億3,607万円、17.8%の増の22億1,393万円となっております。

続いて、特別会計について申し上げます。

9-1ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款の国民健康保険税が1億2,073万円で、これは、農業所得など被保険者の所得の増加に伴い、前年度から2.4%の増となりました。

9-2ページをご覧ください。

歳出の主なものは、2款の保険給付費2億8,768万円で、前年度から8.9%の増。

3款の国民健康保険事業費納付金は1億6,588万円、前年度から11.8%の増となりました。次に、9-7ページをご覧ください。

基金につきましては、2,800万円の繰入れを行いました。

続きまして、10-1ページをご覧ください。

10-1ページは、介護保険特別会計でございます。

介護保険特別会計の歳入の主なものは、1款の介護保険料で9,726万円、第1号被保険者の増加により前年度から1.1%の増であります。

歳出の主なものは、2款の保険給付費で4億6,673万円、前年度より3.3%の増でございます。介護サービス給付費の増加傾向によるものであります。

続いて、11-1ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款の後期高齢者保険料で4,127万円。

歳出では主なものは、2款の広域連合納付金で5,250万円。どちらも前年度より微増の状況であります。

次、12-1ページをご覧ください。

あさひプライムスキー場事業特別会計です。

歳入の主なものは、2款繰入金で3,425万円、前年度より12.9%の減でございます。

歳出の主なものは、1款の事業費1,050万円で、土地借上料及びゲレンデのり面などの改 修費用となっております。

2款の公債費は2,684万円でございます。

続いて、事業会計でございます。

決算書は、戻りまして6-2ページをご覧いただきたいと思います。

6-2となりますが、簡易水道事業の決算書となりますが、簡易水道事業、下水道事業会計の予算は、収益的収支と資本的収支の2つに区分され、収益的収支とは1年間の営業活動の収支、資本的収支とは、施設の更新や建設などに係る収支を示しています。

初めに、簡易水道事業会計でございますけれども、6-2ページにあります(1)収益的

収入の主なものは、1項の営業収益、これは水道料金となりますが、8,040万円。

また、収益的支出の主なものは、1項営業費用で1億1,218万円で、このうち減価償却費が7,412万円となっております。

(2) の資本的収入の主なものは、3項負担金などで、3,634万円。この全てが一般会計からの繰入金となっております。

資本的支出の主なものは、古見配水池PCタンク内部塗装工事など、先ほど主要事業として申し上げたとおりとなっております。

次に、7-2ページをご覧ください。

下水道事業会計でございます。

(1) 収益的収入の主なものは、1項の営業収益、これは下水道料金となりますが、 9,941万円。(2)の資本的収入では、2項企業債1億3,450万円です。

支出については先ほど主要事業の説明で申し上げましたので、割愛させていただきます。 以上で一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算認定についての補足説明を終わら せていただきます。

◎健全化比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

〇議長(塩原智惠美君) ここで、関連がありますので、日程第29、報告第5号 健全化判断 比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告があります。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

〇企画財政課長(上條晴彦君) それでは、私のほうから報告第5号 健全化判断比率及び公 営企業会計に関わります資金不足比率の報告をさせていただきます。

議案書のほうに付箋処理をさせていただいております。そちらのページをお開きいただき たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係ります資金不足比率を別紙のとおり報告させていただきます。

裏面のほうをご覧いただきたいと思います。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等でございます。

まず最初に、健全化判断比率でございます。

実質赤字比率は算定比率なし、連結実質赤字比率算定比率なし、実質公債費比率算定比率 5.3%、将来負担比率算定比率なしでございます。

また、公営企業会計の資金不足比率につきまして、簡易水道事業会計、下水道事業会計、スキー場特別会計それぞれ不足比率はなしになっております。

また、早期健全化の基準、また、財政再生基準、また、公営企業会計の経営健全化基準につきましては、そこにお示しさせていただきました数値のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◎令和元年度決算審査報告

○議長(塩原智惠美君) 日程第30、ここで認定第1号から認定第7号まで及び報告第5号に ついて、上條代表監査委員から審査結果の報告を求めます。

なお、清沢議員は監査委員席へ移動し、着席願います。

上條代表監查委員。

[代表監查委員 上條良久君登壇]

〇代表監査委員(上條良久君) それでは、令和元年度の決算審査報告をさせていただきます。 このたびの決算審査、清沢正毅監査委員さんとともにさせていただきました。

初めに、コロナ禍ということもあり、決算審査報告書に添い、審査意見を中心に簡略に報告をさせていただきますが、ご容赦いただきます。

早速ですが、報告書をご覧いただき、開いていただきます。

1ページは目次です。

2ページ、ご覧いただきます。

令和元年度の決算報告につきましては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和元年度朝日村一般会計、また特別会計、4会計ですが、並びに公営企業会計、2つの事業会計の決算につき、その結果を意見を付して8月11日に村長に報告をさせていただきました。

第1ということでご覧いただきますが、審査の対象です。

一般会計及び特別会計、5会計です。

令和元年度の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、それにあさひプライムスキー場事業の特別会計 5 会計です。それから、公営企業会計ですが、2 会計です。簡易水道の事業会計、下水道事業の会計と。それから、基金の運用状況です。

第2ということで、審査の期間ですが、令和2年7月28日から8月7日までの期間、行いました。

3ページご覧いただきます。

第3ということで、審査の方法です。

審査に当たりましては、村長から審査に付された決算書類が法令の規定に準拠して作成され、かつ計数が正確であるかを確認するとともに、予算執行及び公営企業の経営、財産運営が適正かつ効率的になされたか、また、基金の運用が目的に照らし確実かつ効果的に運用されているか等を主眼として、担当課長初め、職員の皆さんから説明をしていただき、実施をいたしました。

第4、審査の結果です。

審査に付された決算書類及び基金運用の状況は、関係諸帳簿、証書類と照合の結果、適正であり、計数的に正確であるとともに、予算執行を含め、事務事業が適正に行われたことを認めました。

第5ということで、決算の概要及び審査意見ですが、これから各会計、審査意見のみを申 し上げていきますので、お願いいたします。

まず、1、一般会計です。

8ページをご覧いただきます。

一般会計の審査意見です。

1点目、アということで、令和元年度決算についてです。

令和元年度の決算額は、歳入が30億7,045万円で、歳出は29億1,874万円で、前年度比、歳 入歳出とも17%余の減少となりました。減少の主な要因は、新庁舎建設関連に伴うものです。 経常収支比率は74.3%、前年度対比1.1%減、財政力指数は0.306%、前年度対比0.004ポ イント減、実質公債費比率5.3%、前年度対比2.3%減となりました。

実質公債費比率につきましては、下水道事業会計による資本費平準化債の活用により、一

般会計から下水道事業会計への繰出金の軽減が図られたことによるもので、指標数値が大き く改善されています。

財政の健全化に努めたことは評価するものです。引き続き、朝日村第6次総合計画を柱と した目標を定めての中、長期財政計画の下、財政の健全化に努めていっていただきたい。

2点目です。イということで、村税の適時調定と予算計上についてです。

令和元年度決算の基幹収入財源である村税の決算表をご覧いただくと、予算計上額と調定額の差が見られます。

村税の予算計上にあっては、過大な算定による歳入欠陥という重大な局面を生じさせないよう留意しているためであると思うんですが、今後も収入とすべき金額、調定額の正確な見込み算定と適時の調定事務に努めるとともに、適正な予算計上への取組を期待をいたします。 3点目、ウということで、公共施設等の適正管理推進事業の取組について。

平成30年度に長寿命化対策として計画を持った道路修繕、道路個別施設計画の下、令和元年度、本格的に事業着手され、当年度は小野沢地区から松本市今井地区へ向かう鎖川左岸の道路、小野沢幹1号線が修繕され、道路の安全性が確保をされました。

計画の下、速やかに事業実施されたことは評価するものです。引き続き、計画に沿った社 会資本整備推進の取組に期待をいたします。

4点目、エということで、地域福祉活動の推進について。

地域生活支援事業及び地域づくり支援事業、そして健康村朝日村を目指した各種健康推進 事業に取り組み、福祉医療給付の充実、プレミアム商品券の発行事業の展開など、様々な朝 日村健康福祉の充実に向けて地道に努力されている姿が伺えます。

令和元年度においては、社会福祉法に基づいた地域共生社会として地域の絆に主眼を置い た朝日村第1次地域福祉計画が策定されました。

従来の各福祉分野の個別計画を横断的かつ包括的に捉え、朝日村村民一人一人が活躍し、 共に支え合い、安心して暮らし続けられる村づくりを目指した福祉計画であります。

朝日村総合計画との関連性を明確にし、少子高齢化社会の進展に備え、朝日村住民福祉のさらなる充実に尽力いただくことを期待します。

9ページ、ご覧いただきます。

5点目、オということで、地方創生の交付金事業の取組についてです。

活力ある朝日村を目標として、平成28年度から取り組んできた地方創生交付金事業。

事業費の50%ほどは村が負担するという事業であり、令和元年度で4年目となりました。

交付事業の内容は、1点として農業面。新たな農業担い手創出事業。2点として林業面。 豊かな森林資源を活用した林業振興事業という2つの柱で構成される事業と理解しているわけですが、ただ、その中の、豊かな森林資源を活用した林業振興事業、その事業に関しては、令和2年度までの事業計画であったものを令和元年度をもって打切りとしたわけです。平成28年度から令和元年度までの4年度間取り組んできた総事業費は5,400万円余です。うち、村負担は半分の2,700万円余ということで、結果、事業目的は果たせず終了するとした。

これ以上、事業に取り組んでも事業目的は果たせず、事業効果が望めないと見通しての苦 渋の決断とは感じますが、多額の事業費等を費やしての事業打切りは誠に残念としか言いよ うがありません。もう一つの柱である農業面での事業がこのような事態を招くことのないよ う、事業目的等を再認識し、事業効果が最大限に現れる取組を切に希望いたします。

6点目、カということで、子育て・学校教育の環境整備についてということです。

令和元年度においては、施設整備工事、あさひ保育園・小学校へのエアコン設置、給排水 設備の補修、備品購入においては、備品台帳に基づき給食設備、それから楽器の購入等を行 い、設備環境の充実に取り組まれました。また、新たに通級指導教員や校務支援員の配置と ALTや適応支援員を活用し、きめ細やかな教育支援活動に取り組むとともに、保育環境整 備と子育て支援活動の充実に貢献していると評価いたします。

年度末には、新型コロナウイルス感染対応に伴う休園、休校が余儀なくされ、子育て環境や教育環境が著しく阻害される状況となりました。今後、感染予防対策の徹底とオンライン教育を含めたGIGAスクール構想の早期実現に万全を期していただくことを期待いたします。

7点目、キということで、社会教育活動についてです。

令和元年度に社会教育委員会、公民館運営審議会、新たに立ち上げ、公民館事業の在り方について検討を重ねた上で一定の方向づけが示され、今後の新たな公民館事業の企画に反映されることとなり、引き続き、社会教育委員会、公民館運営審議会の機能が発揮できるよう期待します。また、生涯学習の推進として、村文化財パトロール、朝日村縄文土器展を開催するなど、朝日村の誇る文化遺産のアピールを村内外に示されたこと、そして、ニュースポーツ、バルシューレの実施及び松本山雅選手による文化講演などにも取り組み、社会活動への前向きさを受け止めることができます。

しかし、台風19号による体育祭の中止、年度末の新型コロナウイルス感染予防対策により 事業の中止や休館を余儀なくされたことは大変残念なことでありました。 また、昨年、松本山雅のホームタウンとなりましたが、ホームタウン機能の活用が少なかったように思います。今後の事業計画への取り込みに大いに期待します。

今後しばらくは、Withコロナの中で社会教育事業の展開に取り組まなくてはなりません。事業の進め方について十分に審議いただき、村の公民館事業と生涯教育事業のさらなる活性化に向けて貢献いただくことを期待します。

一般会計に関しては以上の7点です。

続きまして、特別会計です。

10ページ、2の国民健康保険特別会計です。

11ページをご覧いただきます。

審査意見、2点です。

1点目、アですが、国民健康保険特別会計は1人当たり医療費が県下で平成30年度は70位、 平成29年度は62位に比較して、さらに低水準を維持しています。

平成元年度は国保財政の県単位化により、県への給付金額が予測額を大きく上回る額となりましたが、朝日村では急激な保険税率アップを避けるため、平成元年度は税率を据置きとしました。

国民健康保険税額は102.42%と伸びてはいるものの、県への納付金金額確保でやむを得ず 基金からの取崩しで賄いました。

平成9年度、保険料統一に向け、村民の急激な負担増を避け、朝日村国保会計の安定運営 を図るべく基金の活用と適正税率の改正に取り組まれることを期待いたします。

2点目、イということで、令和元年12月議会定例会におきまして、国民健康保険事業の財政調整基金への積立ての補正予算が議決されたわけですが、この事務処理を怠り、基金繰入金の未執行が発生してしまいました。このような事件は、行政事務の根幹を揺るがす重大な過失事件で、ほかにも類似事件が発生しており、行政組織内の意識改革を図るとともに、内部統制の仕組み運用とリスクマネジメントシステムの構築を図り、再発防止に向けた歯止め策の確実な実行を期待をいたします。

12ページ、介護保険の特別会計です。

本ページの下に審査意見があります。

令和元年度においては、要支援者3名、要介護者20名が増えている状況にあり、介護サービス給付費は2.53%と増加傾向にあります。

要介護者の在宅生活者が継続しているため、施設サービス費が減少傾向にあります。これ

は、第7期の介護保険事業計画で目指した地域包括ケア体制推進の成果であると評価いたします。

今後さらに対象者の増加が予測される中、令和2年度に策定される第8期介護保険計画に おいて社協と密接な連携を図り、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業へ の取組に期待をいたします。

13ページ、ご覧いただきます。

後期高齢者医療特別会計です。

その本ページの下、審査意見です。

令和元年度1人当たりの医療費は県全体で令和元年は77市町村中43位です。平成30年度の70位に比較して上昇傾向が見られます。

地域包括支援センターにおいて医療費上昇の要因分析を十分に行い、令和2年度が最終となる朝日村老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画に反映させ、引き続き後期高齢者疾病 予防活動に注力いただきたいと思います。

14ページです。

5、あさひプライムスキー場の特別会計です。

本ページの下の部分に審査意見、ご覧いただきますが、あさひプライムスキー場の運営、 令和元年度のシーズン中、大事なくされたことは関係者の努力のたまものと安堵いたします。 令和元年度をもってスキー場指定管理者、樫山スノーテックが撤退して、これまで28年と いう長い間経年してきて老朽化の目立つあさひプライムスキー場を存続する、しない、その 岐路となっています。

スキー場在り方検討会において、各方面から十分ご検討いただき、朝日村にとって最良の 方向づけをしていただくことを期待をいたします。

以上、特別会計4会計でした。

15ページから公営企業事業会計です。

15ページ、ご覧いただきます。

6ということで、簡易水道の事業会計です。

本ページの下、ご覧いただきますが、審査意見、簡易水道事業会計は、令和元年度から経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため、公営企業会計となり、その中、今後事業実施が予定される大尾沢浄水場の更新事業等を含む、アセットマネジメント計画を策定されたことは評価するものです。

今後は、損益情報等、経営情報を正確に把握、分析した上で、水道料金の面等を配慮した 計画的な事業実施に取り組み、住民の安心・安全の確保に努めていただきたいと思います。

16ページです。

7の下水道事業会計です。

本ページの下、ご覧いただきますが、下水道事業会計は、簡易水道事業会計と同様に、令和元年度より公営企業会計となり、その中、この先、事業実施が予定されるストックマネジメント計画での大型事業、マンホールポンプ非常通報装置の実施設計に取り組んだことは評価するものです。

17ページご覧いただきますが、今年度、経営手法として資本費平準化債を活用し、世代間負担の公平を図る取組をされました。

公営企業は独立採算による経営が原則でありますことから、一般会計への負担増大、利用 者負担の急激な変化が起こらないよう、今後の経営状況を的確に捉え、必要となる経費と、 これに見合う適正な使用料を利用者に求めつつ、適切な経営がされるよう、また、広域化の 検討も含め、計画的な事業実施に努めていただきたいと思います。

続けて、18ページ、ご覧いただきます。

これは、18ページは、令和元年度決算に基づく朝日村健全化判断比率及び公営企業会計に 関わる資金不足比率に関する審査報告です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく朝日村健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく朝日村公営企業会計に係る資金不足比率につき、審査しましたので、その結果を8月11日に意見を付して村長に報告をさせていただきました。

1ということで、審査対象です。

令和元年度決算に基づく朝日村健全化判断比率、公営企業会計に係る資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類です。

2ということで、審査期間ですが、令和2年7月28日から8月7日までの期間行いました。 3、審査結果です。

審査に付された健全化判断比率は、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率5.3%、将来負担比率なし、資金不足比率なしであり、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、計数的に正確であることを認めました。

4、審査意見です。

1点として(1)法令等に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないこと。

2点として(2)法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられていること。

3点として(3)ですが、財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されている こと。

4点として(4)客観的事実の妥当性を判断した上で、財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われていること。

以上、4点のそれぞれを認めました。

19ページ、20ページ、状況表につきましては、ご覧いただきたいと思います。

以上をもちまして、決算審査報告とさせていただきます。

○議長(塩原智惠美君) 清沢監査委員は自席へお戻り願います。

◎議案内容説明

○議長(塩原智惠美君) 日程第31、議案第71号から議案第87号まで及び認定第1号から認定 第7号までの議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

再開を10時30分といたします。

休憩 午前10時15分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時30分

○議長(塩原智惠美君) これより、本会議を再開いたします。

報告第5号につきましては、議決案件ではありませんので、報告を受けたものとして処理をいたします。

◎散会の宣告

○議長(塩原智惠美君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時32分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署名議員

令和2年朝日村議会9月定例会 第2日

議 事 日 程(第2号)

令和2年9月10日(木)午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

出席議員(10名)

1番 上條俊策君 2番 高橋良二君

3番 清 沢 正 毅 君 5番 髙 橋 廣 美 君

6番 林 邦宏君 7番 中村文映君

8番 齊藤勝則君 9番 上條昭三君

10番 北村直樹君 11番 塩原智惠美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

 村
 長
 小
 林
 弘
 幸
 君
 副
 村
 長
 小
 池
 貴
 浩
 君

 教
 育
 長
 百
 瀬
 司
 郎
 君
 去
 会計管理者 兼総務課長
 塩
 原
 康
 視
 君

 企画財政課長
 上
 條
 市
 君
 住民福祉課長
 上
 條
 文
 枝
 君

建設環境課長 上條浩 充君 産業振興課長 清沢光寿君

教育次長 上條靖尚君 子育て支援 中村聡子君

事務局職員出席者

議会事務局長 上條裕子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(塩原智惠美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(塩原智惠美君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(塩原智惠美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

8番 齊藤勝則議員

9番 上條昭三議員

を指名します。

◎諸般の報告

○議長(塩原智惠美君) 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長(塩原智惠美君) 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。 なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて35分と決められています。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせをいたしますので、お含みおきください。

◇ 中村 文 映 君

O議長(塩原智惠美君) 最初に、7番、中村文映議員。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番(中村文映君) 7番、中村文映です。

1項目について質問させていただきます。

ちょうど1年前の9月定例会一般質問で、私は、旧おひさま保育園を企業の本社や官公庁の本庁舎を離れた場所に設置するサテライトオフィス、事務所スペース、会議室などを共有しながら独立した仕事を行うコワーキングスペース、また、情報通信技術を活用して、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方ができる場所テレワークセンターとして利活用してはどうかと質問させていただきました。

村長は、最終案に至っていないが、共同オフィス、これも一考し、否定するものではありません、また、今の仕事改革の中でどのような活用方法があるか、非常に夢と希望と、そういうことができればいいとは思いますが、実際そういった具体的なニーズが今のところないのが現状であります、今後早めにあそこ、旧保育園を何とかしなくてはならない、いろいろな案をいただいて検討してまいりたいと答弁されております。

そして、私は質問の最後に、旧おひさま保育園の利活用を検討する上で、若い職員の方に 松本市のテレワークセンター33GAKUや富士見町の森のオフィス、日本で一番サテライ トオフィスの誘致を盛んに行っている徳島県、また、成功事例として紹介されている徳島県 の神山町や美波町を研究、研修していただきたいと要望を申し上げ、質問を終わらせていた だきました。

それから1年がたち、今年に入り、予想だにしなかった新型コロナウイルス感染症の広が

りによって、テレワークを取り巻く環境が大きく変わってきました。もちろん国は10年以上前からテレワークを推進しています。2010年には新たな情報通信技術戦略を策定し、テレワークの推進の道筋を示しました。また、2016年にはテレワークなど柔軟な働き方を推進すべき働き方改革大臣が誕生しています。まち・ひと・しごと創生でも、地域創生、東京一極集中の解消のため、また、2020東京オリンピックの混雑緩和対策のために、様々な方策が検討されてきました。しかし現実は、2017年の調査で、テレワーク導入企業は13.9%にとどまり、アメリカの70%超え、イギリスの50%に比べ、まだ途についたばかりの感があり、その後も東京一極集中は進んでいました。

それが新型コロナ感染症の影響で状況は一変、ウェブサービスを提供するIT企業はもちろんのこと、従業員が数万人規模の大企業でもテレワークが導入されました。また、地方、ふるさとで暮らしながら、ICT、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーを活用して都市部の仕事をするふるさとテレワーク等のキーワードも登場しました。長野県が募集したおためしナガノ、長野県でITやってみませんか?2020の参加募集は早々に満杯になり、その注目度の高さがうかがえます。

6月に内閣府が行った調査で、テレワークを経験したと回答した人の割合は、全国で34.6%に達しています。定期的ではないテレワーク経験者は、東京圏で48.9%に達しています。また、同じ調査で、新たな働き方を背景に、東京23区の20代の3割超えが地方移住への関心が高まったと答えています。

8月28日の信毎の記事を見れば、首都圏に住む非正規労働者の6割が、テレワークの広がりで地方移住に興味があることが分かったとし、また、その具体的な移住候補地のイメージはなく、まずは誘致にはオンラインなどを活用して地域を知ってもらうことが大事と、記事ではコメントしています。

テレワーク普及の流れは、コロナ対策の一環で加速していますが、今後も広がり続けていくことが予想されます。大企業の本社機能移転も話題となっていますが、報道でも、どこで仕事をしていても支障がないならば、わざわざ事務所の維持費が高い東京に事務所を構える必要がない、自然あふれる田舎に移り住んで仕事をしようと決めたという経営者のコメントも多く聞くようになりました。

また、地方でも、コロナ禍をきっかけに、国の補助金、交付金を活用したりして情報インフラが整備され、デジタル化を進める好機となっている感があります。そして、当朝日村においても、3密を避けるためとして、職員を分散してサテライトオフィスならぬ、本庁舎以

外の各施設を利用しての勤務、距離は近いですが、テレワークを現在行っています。また、 今定例会には、一般会計補正予算として、テレワークシステム構築事業として、約3,570万 円が盛り込まれ、ICT、情報通信技術には必須のWi-Fi環境も整備が進む予定です。

このコロナ禍で新しい働き方改革の流れが朝日村をも巻き込んで進んでいます。実際、私の周りでも、子供がアパートでテレワークをしているので、帰ってきてこちらで仕事をしたらと言ったら、家では仕事ができる環境がないと言われた、朝日村に帰ってきて気軽に利用できる施設があるといいのにね。また、都市部で働く朝日村出身者が、今は毎日自宅で仕事をしている、会社に出勤する必要もないし、お客様やスタッフとの打合せもリモート会議で全く問題がない、これなら朝日村にいたって仕事はできるねという話も聞きました。

コロナ禍以前での移住は、「仕事を探して移住する」でしたが、新しい流れでは、今の仕事を続けながら、「仕事を持って移住する」というふうな変化が出てきています。

こんな状況を踏まえ、以下の質問をさせていただきます。

1、その後、旧おひさま保育園の利活用の検討は進んでいますか。また、行政改革大綱策 定に向けて、若い職員の研修も行われたと聞いておりますが、要望した富士見町の森のオフィス見学や徳島県のサテライトオフィス事情など、研究はされましたでしょうか。その進捗 状況をお聞きします。

2、9月1日の報道で、県は従来のテレワークに対する総務省や厚生労働省などの助成金、補助金の紹介にとどまらず、新型コロナで企業の地方分散が加速されるとし、県内への企業移転へ県独自の助成を設ける方針を示しています。また、長野市も、8月18日の報道で、都市部の企業はテレワークなど新しい働き方が進むとし、企業誘致につなげようと、支援金を出す制度を新設、また、歯止めのかからない人口減少対策として位置づけるとしています。

このようなウィズコロナ、ポストコロナを見据えたテレワークなどの新しい働き方の流れ を受けての県や他市町村の対応は、村長はどのように捉えているかお聞きしたい。

3、2の質問と関連しますが、まち・ひと・しごと創生本部が実施したウェブ調査によると、東京在住者の40.7%が、地方への移住を「検討している」、「今後検討したい」と回答し、潜在的ニーズがあることが示されています。

村長は、昨年の答弁で、具体的なニーズがない状況だと分析されていましたが、コロナ禍で急激に働き方が大きく変わり、村でも分散型の働き方を進める現状で、今もニーズがないとお考えですか、お聞きしたい。

4、地方への移住定住を拒む要因として第一に上げられるのが「仕事がない」です。ちょ

っと古い資料ですが、内閣府が平成26年に行った農山漁村に関する世論調査で、都市住民が地方に定住する際の問題点を聞いたところ、「仕事がない」が断トツの1位で63.0%、次が「生活施設がない」、「交通手段が不便」と続いています。しかし、コロナ禍の状況下において、政府の要請もあり、多くの企業が否応なくテレワークに取り組み、社員を出社制限し、自宅やサテライトオフィスでの仕事を推し進めている状況です。そして、その働き方の検証の中で、テレワークが緊急対応ではなく、スタンダードになると指摘する経営者も出てきています。そのため、テレワークを前提とした家選び、町選びを表現した職住融合やふるさとテレワーク、ワーケーションなど、新しいキーワードが今、注目されています。

総務省が進めるふるさとテレワークは、県が進めている信州リゾートテレワーク、ワーケーションとは少し違う考え方です。一時的にリゾートで休暇を楽しみながら仕事をするという考えではなく、地方で暮らしながら、インターネットなどを活用して都市部の仕事をするテレワークです。地方、ふるさとへUターン、Iターンして、自宅やサテライトオフィス、テレワークセンターでの就労を可能とする雇用継続型・自営起業型の働き方です。

そこで、村長にお尋ねします。

第6次総合計画の人口減少対策、少子高齢化対策として、移住・定住促進のため、Uターン、Jターン、Iターンを進め、企業誘致を推進するため、村に帰省、移住をしてふるさとワークをしたい方、個人向けの新たな支援制度を創設するお考えはありませんか。また、企業や団体に、旧おひさま保育園にはこだわりませんが、マルチメディアセンターの2階や村の空き施設、村の空き家を紹介し、村が施設や空き家を改修するのではなく、利用したい企業やNPO、団体等が現れたら、開設のための移転費、改修費等の一部を支援するという制度をぜひ検討してみてはいかがでしょうか。

以上質問させていただきます。

小林村長。

O議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

[村長 小林弘幸君登壇]

〇村長(小林弘幸君) おはようございます。今日一日、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの中村議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、質問の2番と3番ですが、テレワークのニーズについては、昨年の9月議会 当時からは、今のコロナ禍となって大きく変化してきたと認識をしております。以前であり ますと、IT、IOT社会となり、働き方改革の一環として、テレワークが取り沙汰されて おりました。今のコロナ禍に一気に進みましたから、テレワークに対するニーズは、コロナ 禍が進んだと同じく、これも一気に高まってきたと思っております。それは、会社勤務から 在宅勤務となり、次にサテライトオフィス、コワーキング、ワーケーションにといった進捗、 進歩のように思われます。

マーケティングの考え方でいいますと、一方のシーズ、シーズ面もコロナ禍となり、一気に増え、ニーズとシーズが同じく回転をし出したというふうに私は感じております。いわゆる不況下の観光業界、ホテル、旅館、または第三セクター等々が、シーズであるコワーキング、サテライトオフィス、ワーケーションの場を提案、提供し出したことであります。

朝日村におきましては、観光業をなりわいとされている方はごく少数で、まだこのようなシーズを提案されておりませんが、今後ですが、朝日村の観光施設の新たな指定管理者、これは今まだ候補の方ですが、テレワークも構想に入れておられますので、サテライトオフィスや、コワーキングやワーケーションといったシーズの提供が進むのではないかというふうに、今思っております。

次に、1番目のお尋ねの旧おひさま保育園をテレワークの拠点にとの件ですが、昨年提案いただいた33GAKU、森のオフィス、徳島県の神山町、美波町ですが、現在ではネットでの現状把握をしており、職員を出張させるに至っておりません。

そのような中ですが、結論を申しますと、旧おひさま保育園をいろいろ検討してきた結果、旧おひさま保育園は、テレワークには私は不向きであると思っております。全ての施設が、トイレ等も保育園の園児用に造ってありますから、非常に改修費が膨大になり、以前、あそこをほかの施設に活用しようとして改修を見積もったところ、6,000万円以上、あそこをテレワーク的な施設に使うには1億円くらいは投資が必要であるというふうな面、それと環境面も、先ほど紹介いただいた各施設と比べると、ちょっと酷であります。あそこを整備しても、あの施設に対するニーズがあるとは、私は思っておりません。

その代わりと言ったらいけないんですが、先ほども朝日にテレワークができる場所があればいいのにというご意見があるということですが、先ほど中村議員の質問の中にも出ておりましたが、健康センターの2階が空いておりますから、そしてWi-Fiの今、あそこへ設備を導入する計画でもありますので、あそこをコワーキングスペースとして、村民に広く開放できるのではないかというふうに思っております。緑の体験館が、あの本館ですね、あれがちゃんとした今、活用ができるなら、あそこはすぐに、周りの環境等も含めて、そういった施設になるのではないかと思いますが、ちょっと今、ああいう状態ですので、非常に残念

ではあります。

次に、4番目のお尋ねの人口減少対策とテレワークの関係ですが、居住の提供がなければ、 いわゆる朝日に住んでいただかなければ、私は中途半端で終わってしまうというふうに思っ ています。住宅の整備が急務であり、村営住宅の建設や民間住宅の受け入れも進める必要が あると思います。また、企業誘致に関しましては、通信インフラの支援は当然欠かせないと いうふうに思っています。そのほか、新たな支援制度は、必要に応じ、今後検討していく必 要があるだろうというふうに思っています。

今後におきまして、議会のIT、IOT化、ペーパーレス化等々、今後もテレワークというのが一つのキーワードとなってまいりますから、それらのテレワーク等の検討委員会なるものを設けていきたいと思います。ぜひとも知識、経験豊富な中村議員のお力をおかりしていきたいと思いますので、ぜひ協力をお願いします。

そのほか、現在の朝日村における個人だとか企業における融資制度等、説明する資料は整っておりますが、一旦、私のここで答弁としたいと思います。

以上でございます。

O議長(塩原智惠美君) 中村議員、再質問ありますか。

中村議員。

[7番 中村文映君登壇]

○7番(中村文映君) 今、村長のほうからご説明をいただきまして、コロナ禍の状況下の中において、テレワークに対する考え方も、村のほうも変わってきているという状況を確認できまして、非常にありがたく思っています。

旧おひさま保育園については、私も先ほどの質問の中で、朝日村が投資をするのではなく、もし使いたいという企業があれば、その方たちが自由にリノベーションし、自分の事務所スペースとして使う、空きスペースをコワーキングスペースにしたりとか、テレワークスペースにしたり、スモールオフィスにしたりして貸し出す、そんなような考え方もあるかと思いますので、ちょっとその辺も柔軟に、情報発信として、こういう建物がある、こういうような物件があるよというような紹介は、村のほうのホームページを使っていただいて、まずやってみる、そんなことが大事かなというふうに思っております。

特に私がいろいろ調べてみた中においては、村に関わりの深いSCOPさんのような企業がああいう提案型の企業というのは、どこに事務所を置いてもいいわけですよね。ですから、そんなような企業さんが、提案型の企業さんが一つ事務所を借りる、そこにいろいろな企業

を呼び込む、団体を呼び込む、個人を呼び込むというような動きが、かなり成功した事例の中には出てまいりますので、ぜひ今後の検討課題としていただければなと。駄目というのではなく、そう言って投げてみるのも、一つの手ではないかと。村がどちらにしても、あれは使わないにしても、壊さなくてはいけないような物件ですので、もしご案内してみて、やりたいという企業があったら、提供してもいいのかなというふうにも思います。そんなことはいかがでしょうか。

〇議長(塩原智惠美君)当局の答弁を求めます。小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

- **〇村長(小林弘幸君)** 今のご提案ですけれども、そういう企業があればうれしいなと思います。探してください、一緒に。
- ○議長(塩原智惠美君) 中村議員、再質問ございますか。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番(中村文映君) 今、企業のほうはお金がないわけではないということだと思うんですよね。ですので、そんな企業さんも現れるのではないかと。今回の指定管理を望んでいる企業さんがあると。以前の村の考え方の中では、指定管理者がいなくなってしまうのではないかという心配をされていましたが、今回、指定管理をしたいというような企業さんも現れてきていますので、企業さんの中にはいろいろな考え方もあると思いますので、ぜひ可能性を探っていただければなというふうに思います。

何か村長のほうから、すごく私の質問に対して理解いただけるような発言をいただきましたので、ちょっと私の想定と違ってしまっているところでおりますが、非常に今現在、朝日村という村を考えたときに、私はほどよい田舎といつも表現していますが、非常に松本市とか塩尻市とも近いですし、商業施設なんかも、10分、15分走ればアイシティ21とかザ・ビッグとかいろいろなところに行ける条件、生活環境インフラ等もそろっています。そういう中で、朝日村のよさを見直すことによって、朝日村の人口減少とか、それから朝日村が供給した、高校を卒業して大学、そして都市部での生活をしている供給源であった朝日村の人口減、そのために人口減少しているような状況がありますが、そんな解消の手立てにもなるかと思うんですね。実際のところ、私の息子なんかも、今の状況だったら、朝日でも仕事ができるなというようなことも言っていますし、私の近い方たちの中にも、子供が戻ってくる可能性が出てきた、このコロナによって出てきたというような話も聞いておりますので、ぜひ積極

的に対策等も進めていただければなというふうに思います。

一つお聞きしますが、副村長は県から来ていらっしゃいます。テレワークに関する県や他 県の動向、それから他市町村の状況なんかを今、どのように捉えているかお聞きします。

〇議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

小池副村長。

[副村長 小池貴浩君登壇]

○副村長(小池貴浩君) ご質問いただきました元県職員という立場で、どのようにテレワークの環境を捉えているかということですけれども、議員が先ほどご質問のとおり、全国でテレワークの動きがあることは私も承知しておりまして、ぜひ現場に行って現場を見ていきたいという思いはあります。ただ、今、まだそこまで至っておりませんけれども、例えば富士見町の森のオフィスみたいなところでは、整備は行政が施設を整備して、そしてそれをNPOですとか民間の団体が運営をしているというような状態ですので、行政だけが施設を整備しても、そういった運営団体が出てきてくれるということが一番大事だと思います。ですので、先ほど議員の提案の、例えばおひさま保育園を民間企業から使ってもらえいないかどうかというようなことも含めて、ちょっとこれからは行政だけではなくて、住民協働という言葉もありますから、いろいろなステークホルダーと連携をしながら、そういう可能性を探っていければと考えております。

ほかの全国の成功事例を見ても、やはり行政だけが頑張っているということではないと思いますので、朝日村という小さい村の規模でどこまでできるか分かりませんけれども、その辺のところ、可能性は探っていきたいなと思っています。

こんな答弁でよろしいでしょうか。

○議長(塩原智惠美君) 中村議員、再質問ございますか。 中村議員。

[7番 中村文映君登壇]

〇7番(中村文映君) 非常に、副村長のほうからテレワークの状況についても、よく把握されていて、また研究もしていきたい、検討もしていきたいというようなお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

最後に、時間も迫っておりますので、コロナ禍で急速に広がったこのテレワークの流れは、 コロナ禍後も拡大していくというふうに思われます。朝日村の豊かな自然環境で子育てをし たいけれども、求人がない田舎に仕事を辞めて帰るには躊躇するという朝日村出身の若いフ アミリーも、ふるさとテレワークを利用すれば、仕事を辞めずに帰ってこられます。また、 地方に事務所移転をしたいという、自然環境や適度な生活環境があるところにいたいという 方にとっても、私は朝日村は、先ほども申しましたが、その条件にぴったり合うというふう に考えております。

例えばSCOPやIT企業、ウェブデザイン、クリエーターなどの企業がこぞって朝日村を見学に来ていただく、そんなようなことがあれば、また違う、先ほど副村長もおっしゃったように、何か新しい動きが出てくるかなというふうに思っています。

私の今回の提案は、新しい提案でございますので、実行するのはまだこれからだと思いますし、検討もこれからだと思いますが、今、テレワークが私たちの年代よりも若い世代では、IT産業だけでなく、農業や販売、相談業務など、あらゆる業種で抵抗なく進んでいる現状を見ると、やはり行政はこの流れをつかんでいかなければいけないというふうに思います。

また、先ほど副村長もおっしゃっていましたけれども、成功した施設にはコーディネーター的な方の存在が非常に大きいと思いますので、ぜひとも今後、朝日村においても、コーディネーター的な人材の発掘と配置をご検討いただきたいと思います。

また、百聞は一見にしかずと申しますので、ぜひ若い職員の方含めて研究していただければ、見てきていただければいいなというふうにお願いします。富士見町なんか比較的近くて、高速使えば1時間弱で行ってしまような状況にありますので、ぜひ見ていただければ、何かすごくいいなというふうに思います。そして、それが波及効果も出てくるかと思いますので、ぜひ今後、若い職員を中心に、そんなことが進めていただけたらなという思いを込めまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(塩原智惠美君) これで中村文映議員の一般質問は終わりました。

◇ 齊 藤 勝 則 君

〇議長(塩原智惠美君)次に、8番、齊藤勝則議員。齊藤議員。

[8番 齊藤勝則君登壇]

○8番(齊藤勝則君) 8番、齊藤勝則でございます。

ちょっと病気がちなものですから、声がはっきりしないところは勘弁していただきたいと

思います。

私は、一つの質問を今回はさせていただきます。

以前にも私、有害鳥獣のことのおりのことについてとか、コロナのことについても質問したわけでございますが、今日は特にニホンザルやツキノワグマについての質問をさらに深めたいと思っております。よろしくお願いします。

秋の気配も少し感ずる今日この頃となりましたが、ニホンザルやツキノワグマの出没で、村民の皆さんから、不安で心配だとか、あるいは被害があったという声を多々聞くことがあります。当村も、おりの設置とか捕獲、駆除もやっていると聞きますが、明確な実態は分からず、本当は個体数が、私が思うには増えているのではないかなと危惧しているわけであります。

そこで、これは隣の塩尻市の例なんですが、令和2年8月2日に原口のところで市の猟友会員、全部で127名いるわけでございますが、そのうちの75名の人が参加して、朝日とも連なる尾根まで一斉の追い払いをやったそうです。駆除をやったそうです。当然、捕獲駆除の許可をとってやったわけですが、このことは当然、当朝日村も知っていると思うわけでございますが、その現場の実態を見に行って把握しているのでありましょうか。また、村民にこのことを報告しているのでしょうか。

そこで、私は、塩尻市が力を入れている駆除の実態と猟友会の駆除対策協議会の予算、あるいは決算の状況をここに記して、いかにその猟友会の活性化を図っていくかを見てもらいたいと思います。当村はどうなのか質問したいと思います。

まず、塩尻市の令和元年の予算の中、収入が約1,146万円の中で支出1,035万円、そのうちの、支出のうちの951万円が駆除費に充てられているわけでございます。実に90%以上に当たるわけでございます。そういう中で駆除に当たっているということで、非常に元気にやっているということを聞いております。駆除数は、ニホンザル140頭、ツキノワグマ10頭、イノシシ86頭、ほかカモシカとかニホンジカですかね、そういうものをみんなたくさん捕っているわけでいるわけでございますが、これには国の活動支援、農水省の金として、猿1頭約8,000円、ほかに塩尻市として報奨金、プレミアムとして1頭5,000円、合計で足せば1頭当たり1万3,000円という金を払って猟友会の皆さんに活動してもらっている、そういうことで非常に活動も活発にしておりまして、それ以外にもパトロールとか、捕獲ばかりではなくて、パトロールとか追い払いとかいろいろやっているのにもいろいろの支援をしているというのが実際であります。

そこで私、当村のことについて質問したいと思います。

1番目としまして、当村でも柵、おりを設け、駆除もしていると思いますが、どうも、例 えば柵があるとか、そういうような現状で安心しているのではないかなというような感じは しております。当村の予算と猟友会の駆除実施への作業代、報奨金等、どうなっているのか 実態をお聞きしたいと思います。

また、朝日村の猟友会は今聞いています現在10名、会員数が非常に少ないわけですが、このように今、有害鳥獣が多くなってきている中で、先細りのような心配の部分があるわけでございます。そこで、村としましては、この会員の皆さんの活性化をどのように考えているのか聞きたいなと思います。

2番目としまして、高齢者の生きがい、いわゆる小さい畑ではございますけれども、そこで、せんぜ畑でトウモロコシとかいろいろの生活に必要なものを作っているけれども、現実として、柵をのり越えて高齢者の皆さんの大事なせんぜ畑、出てきているという話をたくさん聞きますし、現実、私もこの目で確認しております。本当に柵があるから安心だという状態ではありません。また、緩衝帯の在り方、それから形、柵の形なんかについても検討するあれがあるのではないかということで、前もお話ししたんですが、ぜひそういうことを考えてもらって、今現在、塩尻がやっているような捕獲体制をしっかりと考えていく必要が、朝日村としてもあるのではないかと、こういうことであります。

3番目としまして、塩尻の猟友会では制服等も作り、その姿を見ただけで猿とか、そういうものが非常に恐怖を覚える、こういうようなことが実態として聞いておりますが、やはりそういう効果というのは害獣にはあるのではないかなと思うわけであります。今よりも厚い会に対する支援とかそういうことが活性化に今後つながっていくのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

4番目としまして、西山の自治体同士、山は連なっているわけでございます。やはり塩尻 市、あるいは隣の山形村、多くのそういうところと連携をとりながら、この駆除対策をやっ ていかないと、朝日がいいから大丈夫だということではないし、やはり広域的にやっていく 必要があるのではないかと思いますが、どうなのか、そこをお聞きしたいと思います。

5番目としまして、ツキノワグマの出没の話をつい最近、聞きました。これは聞きますと、 軽自動車にぶつかってきたと、それで逃げていったということでございますが、実はこのと きにも、その後ろですか、子供たちが学校へ登校する時期に当たっていたわけでございます けれども、タイミングのずれでそういうことにはならなかったわけでございますけれども、 昨今、非常に出没の話を放送でも聞きます。そういう中で、一般の人や子供たちに被害が出ないようにするには、どのような予防対策を考えているか。昔は放獣ということをやったわけですが、今はどうなっているのか、その実態を聞きたいと思います。

6番目としまして、駆除申請、例えば塩尻市なんかの例を見ますと、申請した数は200頭、あるいは300頭というような、ほかの獣にあれしますと、あるわけでございます。そういう数の中で、先ほど言いましたけれども、140頭という実績で捕獲してやっているそうです。こういうことも、やはり大事ではないかなということで、どのぐらいの、いつも駆除申請をしているのか、ちょっと村としてのあれを聞きたい、計画しているのか聞きたいと思います。それから、銃免許、あるいはおりとか、ああいうものの免許を取ることも塩尻市なんか支援していますが、朝日村も多分それは幾らか支援しているのではないかと思うわけですが、どのぐらいの免除をして、資格を取るようなことに協力しているのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

7つぐらいの今、質問を出しましたけれども、ひとつそれについての回答をお願いしたい と思います。よろしくお願いします。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔產業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長(清沢光寿君) それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、当村の猟友会の状況を申し上げます。

先ほど、齊藤議員より、猟友会員の人数について、10名とご報告がございましたが、現在10名でございます。有害鳥獣の被害に対して、村、農協等と連携を図り、地域住民の要請に即対応していくという方針の基、有害鳥獣の出没があれば、その箇所を調査、巡回し、捕獲等の駆除を実施していただいております。

それでは、ご質問にお答えいたしますが、非常に数が多いので、少し長くなりますが、ご 承知願います。

まず、猟友会への駆除経費と会員の活性化についてでございますが、村の鳥獣被害対策、防止対策は、議員ご承知のとおり、村、農協、猟友会、区、議会、農業委員会、生産森林組合、奈良井川漁業協同組合等で組織されました朝日村鳥獣被害防止対策協議会において推進してございます。実際に駆除等を行っていただくため、村及び農協からそれぞれ35万円を協議会に補助し、協議会から猟友会に年額70万円を出し、委託してございます。また、平成26

年11月、法に基づく鳥獣被害防止施策を適切に実施するため、朝日村鳥獣被害対策実施隊、これは非常勤特別職でございますが、設置いたしまして、猟友会員を隊員として村長が任命し、朝日村鳥獣被害防止計画に基づくカラスおりの巡回、餌やり、対象鳥獣の捕獲の活動日数に対し、半日3,000円の報酬をお支払いしてございます。さらに、本年度より、議員ご発言の国の野生鳥獣総合管理対策事業を活用いたしまして、有害鳥獣捕獲による1頭当たりの捕獲費の補助、これはニホンジカ、ニホンザル、イノシシにつきまして、本年度は国に申請いたしましたが、村協議会において、国に申請し、採択をいただいておりまして、今年度より、補助範囲の中で、1頭当たりの捕獲費の支援ができる仕組みでございます。

次に、鳥獣の個体数でございますが、議員ご承知のとおり、特にニホンザルの個体の増加 は非常に著しいと私どもも捉えてございます。山に隣接する農地なので、被害が発生してご ざいます。また、議員ご指摘のとおり、現在ご協力いただいている猟友会の会員の皆さんは、 正業をお持ちの中、献身的に対応いただいておりますが、猟友会員の減少傾向にあり、村に おいても大きな課題と捉えてございます。

今後は、村、鳥獣被害防止対策協議会を中心とする中で、各種狩猟免許制度の周知、また 補助制度の拡充を検討し、猟友会員の増に努めてまいる所存でございます。

次に、②の塩尻市のやり方を一考してはどうかというところにつきましては、塩尻市が実施した猿追いにつきましては、狭い範囲で山に向かって一斉に追い立て、尾根を越えて猿の生息地を奥地へ追いやるということでお聞きし、情報は得てございます。しかし、実際は立ち会ってございません。

猟友会の現状を申し上げたとおり、会員減少の中、塩尻市のような対応を行う、当然できればいいんですが、それには朝日村の場合は、10名の中ではできませんので、地域の方々の協力が必要不可欠と捉えてございます。

本年度、村では、村対策協議会で検討いただき、猿用のおりを外山沢入り口の畑に設置して対策を講じてございます。この8月末時点で33頭、昨年は年間の駆除を数が、猿は17頭でございましたので、非常に大きな効果を上げてございます。

引き続き塩尻市の今回やった、そういった効果も再度確認しながら、村の対策協議会において検討してまいります。

次に、猟友会への制服等への支援につきましては、村の猟友会は、社団法人大日本猟友会 長野県猟友会の下部組織、松塩筑猟友会に所属してございます。適正な狩猟が行われるよう に、毎年、事故、違反防止の講習会等が行われ、受講していただいてございます。服装も、 目立つ色彩の猟装があり、また、ベストが会員に配付され、着用の徹底が求められてございます。服装装備は、安全対策の観点から、定められたものがあり、指定外のものでは保険等の対象にもならないとお聞きしてございますので、ご承知願います。

次に、他の自治体との連携につきましては、平成23年度より、松本地域各市村の有害鳥獣 駆除対策協議会、また、市、村、農協、猟友会、県等を会員とした松本広域鳥獣被害防止総 合対策協議会が設置されてございます。鳥獣の生態や習性、防護対策など、会議や研修会等 に参加し、情報交換などを毎年行ってございます。

今後も、周辺市村と連携を図ってまいりますので、ご理解願います。

次に、クマの被害予防対策として、対応の実態につきましては、今年度、クマの出没情報は、議員おっしゃられたとおり、数件ございました。予防対策としましては、一度クマが来た場所には、再びやってくる危険性がございます。誘因物を片づけ、クマがやってこない環境づくりが一番大切でございます。廃果や生ごみ、漬物などの発酵臭に寄せられる事例が多く報告されてございますので、そういったものの処分の仕方については、住民の皆様に理解していただくよう、今後も徹底してまいります。

なお、クマは生息数が少ないため、希少動物に指定されており、すぐに撃ったりすること はできません。長野県では、ツキノワグマを保護管理する計画が策定されてございます。た だし、差し迫った人身の危険を回避する緊急時には、村長許可による対応が認められており、 捕殺か追放、これは放獣でございますが、それについては個々の状況に応じて対応を進めて いますので、ご理解をお願いいたします。

次に、駆除申請につきましては、これまでに長野県知事許可で、シカ10頭、猿40頭、次に村長から朝日村鳥獣被害対策実施隊に、イノシシ40頭、タヌキ、ハクビシン各20頭、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ各50羽の許可をいただいてございます。

次に、銃免許への補助や狩猟税全額免除等への対応につきましては、狩猟税につきましては、県により課税されてございますので、ご承知願います。鳥獣被害対策実施隊に従事しておりますと、銃刀法や鳥獣関連の法律等に基づき、狩猟税の軽減、銃砲の免許更新時の技能講習等が免除されてございます。

では、村の独自の施策としましては、狩猟免許取得補助金として、上限1万円を、狩猟期 の登録申請に伴うハンター保険と、駆除期の鳥獣害対策従事に伴う傷害の保険費用を全額補 助してございます。

今後は、議員がおっしゃるとおり、猟友会の増員につながるよう、対策のそういった補助

金の制度も一つの検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 齊藤議員、再質問はございますか。 齊藤議員。

[8番 齊藤勝則君登壇]

○8番(齊藤勝則君) 今、産業振興課長のほうから詳しく説明がありました。

朝日村も、前回も質問したんですが、おりをやったところ、大分今回は餌づけをしたかしれないけれども、三十数頭というのが入ったそうでございますが、それでは、その後の処理は、塩尻の場合、猟友会が尻尾を1個持ってくると、さっきも言いましたけれども、農水省の支援と、それから塩尻のプレミアムで1万幾らというのが出されるわけでございます。朝日村の場合、そこをどういうふうにしているでしょうか。今、クマについては、その折々の、やはり自然保護という点で、個体数、ある程度捕殺するには制限があるのは分かっております。塩尻の場合は、実績では10頭ですが、そのときの申請が下りた中からやっているそうでございますけれども、かなりの頭数をやっているわけです。そういう点で、後の処理をどういうふうにしているか。塩尻の場合は、猟友会の方が尻尾を1個持っていくと幾らというようなことでやっているそうです。

また、先ほど、ツキノワグマについても、非常にあれだということで、出したのは、このツキノワグマ、見た方も大体いまして、多分あれがそうではないかと言っているんですが、大きさが1メートル超すような、大きい雄のクマだそうです。それで、ちょうど時間帯が、子供さんたちが学校へ行く寸前ぐらいのときに、たまたまその前を軽自動車が通ってぶつかったそうでありまして、本当にタイミングがずれると、子供のほうにあれが及ぶのではないかということで、その現場の近くの方からちょっとそういう話を、私も見たわけではないものですから、はっきりは分かりませんけれども、危ないではないかと、子供の通学に大変ではないかという意見も聞きましたので、今後、ぜひそこをしっかりと対策してもらって、どんな子供に対して危険防止のあれをやってもらえるのか、そこら辺もちょっと聞きたいと思います。例えば音を出すとか、そういうようなことについても、何か村として支援できればいいのではないかなと思います。

また、今、8割方、電気柵ができているわけでございますけれども、あと2割ほどできていない。そこからのクマの出没だと、まず思われます。入三のほうから出くわしたなんてことも、大分前も聞きましたし、そんなようなことで、やはり柵の形、そういうものとか、や

っていないところ、早急に形状を考えながら、鳥獣が出てこないようなことをやっていって もらわなければいけないので、柵の形状についても、やっていないところ、これからやると ころは、ぜひ出没を抑えるようなことを考えていただきたいと思います。

ニホンザルにつきましては、私も目の前で見たわけでございますけれども、大きな猿はなかなか柵があると、場所によっては木を伝わって出てくる、緩衝帯が狭くて出てくるのを目の当たりに見たんですけれども、場所によっては小さい子供は平気で、いわゆる柵の外へ出てきているのを何匹も見るわけでございます。それで、高齢者の皆さんが頑張って、畑に柵があるのに、畑を囲っているというような、そこも現実あるわけです。ということは、やはり完全には、そういうことで防止ができていない。こういうことでありますので、柵があるからとして安心ではなくて、ぜひ柵の今後の形状とか、どこが問題だかというようなものも検討していただきたいと思います。前も私、柵のところの付け根の止めるピンと言ったらいいんですか、ああいうものが浮いているとか、ぜひそういうものの点検をしっかりしたり、今後これからやるところは形状を考えてやっていっていただきたいと、そういうことをどんなふうに考えているか、あるいは子供の先ほどのクマの安全対策、どんなことを考えているかお聞きしたいと思います。

〇議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔產業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長(清沢光寿君) それでは、齊藤議員の2問目のご質問にお答えいたします。

まず、塩尻市さんが今、尻尾を持って1頭当たりの駆除費をいただいているということの 関係でございますが、塩尻市さんは、説明する前に、国に申請するに当たりまして、動物を 止め刺ししていただいて、写真と、撮り方も国のほうに出す申請用紙は決まっています。そ ういった一連の流れは、全て猟友会の方がやっているということを聞いております。

朝日村の場合、ご承知のとおり、10人しかいない中で全て写真を撮って、1枚1枚の写真を作って資料を作ってということは、非常に猟友会の皆さんに負担かけてしまいますので、基本的には止め刺しはしていただくんですが、処分であったり書類であったりは、全て職員が行ってございます。そういったことでないと、猟友会の皆様に非常に負担がかかってしまいますので、その中でやっているというのは、ご理解願います。ですので、猟友会の皆様にはは、やれることを精いっぱいやっていただくという中で活動いただいてございますので、その中で今回は1頭当たりの駆除費ですか、止め刺しをしていただく部分についての駆除費

を出すことになりましたので、ご理解願います。

続きまして、クマが今回出て車に当たったということで理解いただいてございますが、確かに小学生の通学時間帯に当たらなくてよかったと思っていますが、一番は、今回のクマ、多分川沿いに出てきたクマが針尾地域の周辺の草むらの中、茂みの中に隠れていたような状態でございます。一番の要因は何か、食べるものがあったというのもございますし、やはりああいう草むら、茂みがあるというのが、クマの一番落ち着く状態をつくってしまっているというのが現実でございますので、今後、さらに住民の皆様にご理解いただいて、ああいった茂みを少しでも風通しのいい雰囲気にしてもらうというようなことも、地域の皆様の中で考えていただくということも一つの方法でございますので、そんなことも周知をしてまいりますし、協議会においても、その対策をどうやってやっていくかということを決めていきたいと思ってございます。

続いて、柵の関係でございますが、前回の一般質問でもお答えしましたが、柵については、 基本的には地域の皆様に管理いただくという方向で進んでございます。そんな中で、私ども も、齊藤議員からおっしゃっていただいた課題の部分については処理は済んでいると思いま すし、見直しも少しずつしてございます。今後も、いろいろ形状とか、また緩衝帯といった 部分では、やはりもう少し考えなければいけない部分はございますので、再度、協議会等に 諮りながら、早急にできるような体制をとっていきたいと思っていますので、よろしくお願 いいたします。

また、先ほどの猿の関係、確かに草が生い茂っていると、電気が通らないというのは、不 具合が生じているのは事実でございますので、そんな部分につきましても、再度、住民と協 力の中でやっていきたいと思っていますので、とにかく猟友会の皆様に全てをお願いしてや っていくことというのは、本当に不可能でございますので、どうか議員を含めて、住民の皆 様のご協力の基、全村民みんなでこういった対策を講じていきたいと思っていますし、農作 物も、お貸しできるおりもございますし、電気の柵もございますので、そんなことをご活用 いただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

〇8番(齊藤勝則君) 今、課長のほうから具体的な話もありまして、大体分かったわけでご

ざいますが、いずれにしましても、今日、塩尻市の例もとってやった中で、私が題にも書いてありますが、猟友会の活性化を図る、そういうものの活性化を図るということは、今後、はっきり言って、昔、十数名いたんですね。今、10名です。どんどん猟友会の会員が減ってきている中で、やはり活性化策を行政としても支援していく中で増やしていかないと、個体数はますます増えて、いろいろの被害が出てくる、子供へのあれもありますし、本当にそこら辺が私は今回大事だなと思いまして、このような質問をしたわけでございます。

塩尻の場合は、追い払いとかいろいろのも、時間1,500円ぐらいの、いわゆる朝日村もそうですけれども、いろいろと銃免許についても補助、例えば6万円使えば、3万円はそのうちしているとか、いろいろと手立てをとっているわけでございます。そういう意味で、非常に全予算の中での猟友会の皆さんが活躍する場に対しての報奨制度が行き届いているなということで、柵はないけれども、有害鳥獣は防ごうという姿勢がはっきりしていますので、やはり今、朝日には電気柵も設置されているわけでございますが、ぜひそれに安心することなく、皆さん見ましたら、ぜひ猟友会とか、そういうところにもしっかりと報奨金を出していただいて活性化していただく。そういうことによって、朝日村、安心・安全な村になるのではないかなと。

お年寄りの作った畑から物を持って逃げている猿を私は現実に見て、これは大変だなと、本当に思ったわけでございます。花火を打ったりして脅かしていますが、慣れっこになっています、はっきり言いまして。その中で手にも乗るような小さい猿が表に出てきて、それがやがて成獣になれば、どんな猿になるのかなと、本当に心配で、あの数を見ますと、ちょっと心配であります。そのような点で、ぜひ今後さらに、今以上に猟友会の活性化を図るために、村としてもご支援をお願いしまして、私の今回の質問を終わりにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長(塩原智惠美君) これで齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 昭 三 君

〇議長(塩原智惠美君) 次に、9番、上條昭三議員。

上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

○9番(上條昭三君) 9番、上條昭三でございます。

本日は、3問の質問をさせていただきます。

まず、1問目。コロナ禍の朝日村の対策についてでございます。

長野県内の新型コロナウイルス感染者は、8月27日の発表で200人に達してから9月4日、 わずか1週間で280人を超え、増加ペースが加速しております。昨日の時点で293人でありま すが、やや少し落ち着いてきました。

長野県では、9月の1カ月間は、いかに第2波を収束させるかを主眼としつつ、社会経済 活動を活性化させるとともに、今後訪れるであろう可能性のある第3波、第4波に備える重要な時期としています。

幸いにも、最近の中信地区の感染者は、松本市の1人と抑えられていますが、いつ身近で 感染者が出ても不思議ではありません。

もし朝日村で感染者が出た場合に、いかに差別をやめ、人権を守りながら再感染を防ぎ、 クラスターの発生を防いでいくのか、対策をお聞かせください。

以上が1問目の質問でございます。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

〇会計管理者兼総務課長(塩原康視君) 上條昭三議員ご質問のコロナ禍の朝日村の対策についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、注意していても、誰もが感染する可能性があります。感染者は被害者であり、差別は絶対に許されるものではありません。

長野県でも、人権チームを設置し、対策に取り組んでいますが、村では、告知放送において、感染者や医療従事者への不当な差別や偏見、いじめなどが生じないよう、冷静な行動を お願いしますといった、コロナ差別防止の啓発活動を行っています。

今後は、差別防止の啓発活動として、告知放送だけでなく、公式ホームページの特設ページ、感染症防止資料の全戸配布により、コロナ差別防止の取組強化、そして国及び県が設置している相談窓口と村との連携のマニュアル化、また、村の人権擁護委員と連携を予定し、感染者だけでなく、濃厚接触者、そしてその家族、また治癒された方へのコロナ差別防止を図ってまいります。

次に、クラスター発生の対策についてお答えさせていただきます。

現在、県内では新規感染者数の増加が見られ、特にクラスターは、飲食店や若年層や学生が集まる場などで多く発生しております。

村では、長野県と連携し、村内飲食店へ感染防止のためのガイドラインの普及を進め、各飲食店で徹底した感染防止策が講じられるよう取り組んでいます。

取組方法は、村内10ある飲食店を直接職員が訪問し、外食業事業継続のためのガイドラインの配付と新型コロナ対策推進宣言への積極的な参加のチラシを配付して、感染予防の徹底をお願いしております。また、この9月議会補正予算へ産業振興課関係といたしまして、村内事業所感染症対策環境整備補助金900万円を計上させていただいております。この補助金は、商工業者がコロナ禍における事業継続のための必需品購入、感染症対策のための整備費用の一部を支援する補助金であります。

まだまだ予断を許さない状況ではありますが、社会経済活動を維持しつつ、めり張りの利いた感染防止策を図ってまいります。

以上でございます。

O議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

- ○9番(上條昭三君) 朝日村の対策は万全になっていると私は思います。ただ、もし朝日村に感染者が出た場合に、一番重要なこと、私の考えを申し上げます。それは、感染者が出た場合、村長が村長自らの声で防災無線などを通じて、村民に対し直接訴えかける、これが一番の対策になると思います。戦う相手は、コロナウイルスであって、人ではない。感染者への誹謗中傷はやめて、思いやりと優しさを持って見守っていこうではありませんかという訴えかけがまず必要であると思いますが、村長、いかがでしょうか。
- ○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長(小林弘幸君) ご提案ありがとうございます。今、朝日村といたしましても、起きないことにこしたことはないんですが、万が一発生した場合、またはこれから発生する確率は高いと思いますが、そうした場合の初動対応マニュアルというものも整備しております。その中の一つとして、私が自ら村内でも発生しましたと、または、今のような誹謗中傷なき、

または人権擁護をというようなことは訴えてまいりたいと思います。ご提案ありがとうございます。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問はありますか。 上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

- ○9番(上條昭三君) 以上で1問目の質問は終わります。
- ○議長(塩原智惠美君) 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

○9番(上條昭三君) それでは、2問目の質問をさせていただきます。

農業の6次産業化についてでございます。

農林水産省の農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と2次産業としての 製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の 豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組です。これにより、農山漁村の所 得の向上や雇用の確保を目指していますというのが、農林水産省の考えです。

朝日村におきましては、朝日村の第6次総合計画の重点目標3の中に、農業経営の多角化、 6次産業化に対し支援を行い、活力ある農業の振興を図りますとあるのは、前に述べた農林 水産省の考えと同様でございます。

6月の議会で、朝日村産レタスを使い、エキスを抽出し、レタス化粧品を開発し、朝日村の新たな特産品としようという6次産業化の議案が提出され、拒否されてから、6次産業化の話は全く出ておりません。

朝日村の農業の6次産業化を検討するのは、このミッションも含めて、アグリ・チャレン ジセンターがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

これが2問目の質問でございます。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔產業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長(清沢光寿君) それでは、上條議院のご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり、朝日村第6次総合計画におきまして、6次産業化等、農業の多角化

経営を支援し、活力ある農業の振興を図ることという目標を持ってございます。

以前、ご提案させていただきました村レタスを活用しました化粧品開発につきましては、 今も村内の女性の皆様が、県の女性農業者セミナーに参加しているわけですが、その参加者 から、ぜひやってみたいというお声はいただいてございます。

そこで、議員ご提案の6次産業化の検討を、朝日アグリ・チャレンジセンターで実施したらどうかということでございますが、6次産業で開発が今後の村の新たな進展と、そして村民の皆様の生きがいにつながるような、そういった6次産業化につながれば、一番いいと思っていますので、今後、朝日アグリ・チャレンジセンターや観光協会や、また県の女性農業者セミナーに参加されている参加者の皆様と相談させていただいて検討してまいりたいと思っていますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

○9番(上條昭三君) 農業の6次産業化について、朝日村においては、アグリ・チャレンジセンターで検討していただくと。その女性の方も集まって検討会というか、ぜひ開いていただきたいと思います。

そこでもう一つ質問がありますが、アグリ・チャレンジセンターは、以前の農業を支援する会議がやめてチャレンジセンターに移行するということで、委員が10名程度という話で聞いておりますが、どのようなメンバーで行うか教えていただきたいと思います。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

〇産業振興課長(清沢光寿君) それでは、2度目のご質問にお答えいたします。

アグリ・チャレンジセンターに伴いまして、組織の中身を変えさせていただきました。これまで、昨年10月に朝日チャレンジセンターを設置するまでの組織をつくろうという組織の検討委員会という名前でやってきたわけですが、それをアグリ・チャレンジセンターができましたので、新たに見直しを行ったというところでございます。

メンバーは主に、農業に関係する農業委員会、農協、また県の関係者、そしてまた村で、 本当に農業に一番積極的に関わっている方々のメンバーでございます。 そんな中で今年度より、4月よりスタートしているというところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

○9番(上條昭三君) その新しいアグリ・チャレンジセンターの4月から発足ということですが、その場面で農業の6次産業化、これもぜひ検討していただきたいと。忘れずにお願いしたいと思います。

以上で2問目の質問は終わります。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

○9番(上條昭三君) それでは、3問目の質問をさせていただきます。

地球温暖化対策についてでございます。

7月には長雨が続き、一転、8月には雨が少なく、猛暑日が多く、深刻な気候変動が顕在 化しています。9月に入り、台風10号まで来て、だんだんと長野県にも台風が近くなってき ています。

ここ何年かで、気候変動が進んでいるため、去年のような台風被害が心配されます。

国際気候変動枠組会議、COP25の会議で、二酸化炭素の排出量が多い石炭火力発電を、 国内外で推進する日本に批判が集まりました。その閣僚会合に出席した小泉環境大臣は、脱 炭素に向けた姿勢を示すことができませんでしたが、最近、9月初めの国際オンライン会議 があったようですが、日本は石炭火力発電の輸出をやめると、その会議で明言しました。

地球温暖化の流れは確実に大きくなってきています。

8月下旬の記事でありましたが、地球温暖化対策のパリ協定に貢献することを表明する世界首長誓約/日本に、小布施町が署名したとありました。県内では、松本市に次いで3例目、全国では25市町村が署名しています。

朝日村も地球温暖化対策の対応を表明しませんか。

以上が3問目の質問です。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長(上條浩充君) それでは私から、3問目のご質問の世界首長誓約/日本、正式には、世界気候エネルギー首長誓約のことだと思われますが、朝日村として現在、宣誓に署名することは、現時点では検討はしていないところでございます。

しかし、村では既に地球温暖化対策への明確な意思として、昨年度、議員が一般質問されました長野県の「気候非常事態宣言-2050ゼロカーボンへの決意-」、これに賛同することを表明してございます。これによりまして、村の姿勢を明示して、環境対策に積極的に取り組んでいるところでございます。

現在、朝日村では、農業用廃プラスチックの回収を農協が、そして、家庭用の太陽光発電の普及のための補助金、また、ウッドチッパーの貸出しによる剪定木のチップ化など、村が対策として実施しております。また、このほど、役場初の電気自動車を公用車に導入いたしました。温暖化対策への村の取組姿勢を示す象徴の一つとして、今後、有効活用を図っていきたいと考えております。

このように、朝日村では、昨年度策定しました第3次環境基本計画によりまして、環境対策を進めるとともに、村民の皆様には、身近なできるものから実践していただくように、環境に対する意識の向上を図っていきたいと考えております。

快適で便利な生活を望めば、温室効果ガスが増加するのは確かでありますので、朝日村と しては、我々を含め、一人一人の心がけが一番大切ではないかなと考えております。

さらに、昨年度制定しました第6次朝日村総合計画においても、国連が定めた持続可能な開発目標、SDGs、この理念を取り入れ、目標達成を図っています。このSDGsの17のゴールの一つであります気候変動により起こり得る影響とその対策を整備して、村民に全員にご理解いただいた上で、この対策が行うことが効果的であると考えております。

また、多くの方々に相談する中で、この事業については進めていくことが必要だと考えて おりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

○9番(上條昭三君) 気候変動につきましては、農林漁業にも大変な影響を及ぼすだろうという記事が今日の信毎にも出ていましたが、ますます温暖化対策が必要になってくると思いますので、今後も対策を怠らないよう、村当局並びに村民の皆さんの協力もお願いしたいと思います。

以上で本日の質問は終わります。

○議長(塩原智惠美君) これで上條昭三の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を10時45分といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時42分

○議長(塩原智惠美君) ただいまから本会議を再開いたします。

◇ 北村 直樹 君

〇議長(塩原智惠美君) 10番、北村直樹議員。

北村議員。

[10番 北村直樹君登壇]

〇10番(北村直樹君) 7番、北村直樹でございます。

私は本日、1つの質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 先ほど上條昭三議員が、新型コロナウイルスに関する質問をいたしました。若干かぶると ころもございますが、私の視点で質疑をさせていただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスに関する今後の対策について。

- 6月定例会において、新型コロナウイルスの今後の対応について一般質問をさせていただきました。
 - 6月定例会より3カ月間、経過したわけでございますが、いまだにコロナウイルスの終息

はめどが立たない状況にあるかと思います。さらに、全国の感染者数及び長野県内の直近の 感染者数の経過より、これはいつ朝日村内にコロナ感染者が発生してもおかしくない状況で あると思います。

国内では、コロナによる影響によりまして、経済活動は疲弊し、GDPは戦後最悪まで落ち込んだとの報道がございます。その根拠となる資料が、現在こちらにございます。こちらの資料は、9月8日17時現在、おとといですね。東京商工リサーチ、それから帝国データバンクによる資料でございますが、コロナ倒産が500件に到達、業種別最多は、飲食店、次いでホテル、旅館業、それから小売、アパレル関係等が続いております。さらに、倒産ではなく、事業をやっているものとして融資を恐れて、この機会にやめようという廃業ですね、そういった企業体も相当あるとのことです。また、今年は全国、村内、県外問わず、各種イベントが縮小されております。それにより、企業も軒並み売上げが減収であるとの記事がございます。

そのしわ寄せは、企業で働くサラリーマン、また、パート、アルバイト、フリーランス等に直接影響が生じていると思っております。また、コロナ感染者が出ていない我々を含めた地域では、コロナ感染者第1号になることをおそれ、日々、不安な生活を送っているのではないでしょうか。

このような状況下で、当村では、国の第1次補正予算及び第2次補正予算の交付金を活用し、様々な分野で感染症対策を講じると、先月8月に行われました全員協議会の場で報告を受けました。マスク、アルコール消毒液の確保や各施設のクラスター発生リスク解消設備の導入、保育園、小学校、福祉施設、図書館等々の公共施設へのコロナ対策が盛り込まれております。

私としては、国より交付される交付金の使途が明確に示されている村内の実態に沿った活用をしていただいていると評価はしております。しかしながら、これで十分であるとは言えないのではないかと考えております。

冒頭で申し上げたように、現役で働く世代で、特にサラリーマンやパート、アルバイト、フリーランス等からは、コロナ禍により給料が減ったとの声を村内でも耳にいたします。私と同年代の村内在住の方より、今働いている会社から出勤調整を受け、出勤が3分の1になってしまった、これにより、給料が減らされて、手取りも1桁台になってしまった、生活が苦しいと。ほかの方からは、会社で給料が減らされて、出勤しない間はよそでアルバイトをしてもよいと言われましたが、求人雑誌を見て応募しても、企業側から、その情報は現在コ

ロナ禍により求人を停止していると回答されたそうです。

給料の目減りをよそで補おうとしても、それもなかなか難しい状況下であると思います。 コロナ禍において、国民の生活を守るのが国であり、それと同時に、企業が雇用を守る、 これが本来の考え方でありますが、その企業も疲弊し、余力はなく、現在、国においても、 国民に対し追加支援策がない状況の中、コロナ禍における経済弱者を救うためにも、地方行 政が今担うべき施策を考える必要はないでしょうか。

また、各地でコロナ感染者に対する差別も問題視されております。そういった背景から、 長野県では、8月13日に新型コロナウイルス感染者に対する誹謗中傷などの人権問題に対応 する人権保護チーム、現在は人権対策チームが発足されたと伺っております。戦うべき相手 はウイルスであり、決して人と人がいがみ合ってはならない、差別、誹謗中傷には、組織と してしっかり対応を図るとの記事を読みました。当村も県と並行して、コロナ感染者を守る べく、自主的な施策が必要でないかと考えております。

以上の観点より、次の質問をいたします。

1つ目、新型コロナウイルスが全国的に広がりを見せた本年の1月から9月の間で、コロナ関連において村民からの問合せは何件くらいあったのでしょうか。また、その内容は。それに伴う当局の対応をお聞かせください。

2つ目、コロナ禍により収入が減った家庭への支援など、村独自の対策を講じる必要があると考えますが、当局の見解はいかがでしょうか。

3つ目、県の人権対策チームに対応した村独自の施策について、当局の見解を教えてください。

4つ目、今後、村内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、その方への対応、心の ケアはどのように行うのでしょうか。想定しているケアシミュレーションをお聞かせくださ い。

以上になります。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

[会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇]

○会計管理者兼総務課長(塩原康視君) 北村直樹議員のご質問の新型コロナウイルスに関する今後の対策についてのご質問でございますが、私のほうからは、1つ目から3つ目のご質問をお答えさせていただきます。

初めに、コロナ関連の村民からの問合せ件数、内容、また村の対応はについてお答えします。

村民からの問合せが一番多かった時期は、4月16日、特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大されたときであります。問合せ件数の記録はありませんが、内容の多くは、区長、地区長さんからの地区常会の開催、春祭りの実施方法等についての問合せでありました。村の対応といたしましては、地区常会、春祭りは、地域の皆様が主体となり運営する自治組織の行事であり、村からの強制ではなく、お願いといった形で、3密の回避、マスク着用、消毒の徹底、部屋の換気の徹底による開催をお願いしておりました。

次に、2つ目のコロナ禍による収入減家庭に対する村独自の支援策の必要性についてお答 えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策は、1人当たり10万円を給付する特別定額給付金を柱といたしました国の支援策が16支援策ございます。これらは、世帯や個人の皆様を対象とする9つの支援策と、中小・小規模事業者等の皆さんを対象とする7つの支援策であります。

ここで長くなりますが、それぞれ申し上げますと、世帯や個人の皆様を対象とする支援策といたしまして、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、独り親世帯への臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付金、住居確保給付金、学生支援緊急給付金、緊急小口資金総合支援資金、国民健康保険料等への減免、納税猶予、公共料金の支払い猶予です。また、中小・小規模事業者等の皆様を対象とする支援策といたしましては、持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、持続化補助金、実質無利子・無担保融資、国保・地方税・社会保険料の納税猶予、固定資産税・都市計画税の減免、以上であります。

このほか、村では国の臨時交付金を活用し、コロナ禍の影響を受けた方を幅広く支援する 視点により、村独自の支援に取り組んでおります。村の独自支援策は、世帯や個人、事業者 の皆様を対象とした12支援策ございます。その内容は、朝日村生活応援緊急給付金、朝日村 子育て応援緊急特別給付金、朝日村学生応援緊急給付金、感染症対策マスク全世帯配布事業、 プレミアムつき商品券発行事業、キャンプ場村民無料利用、朝日村新型コロナウイルス拡大 防止支援金、中小企業等事業継続緊急給付金、朝日村商工業者への新しい生活様式対応支援 補助金、朝日村新型コロナウイルス感染症対策特別資金、朝日村新型コロナウイルス感染症 対策特別資金保証料・利子補助事業、そしてこの9月議会補正予算へ計上の村内事業所感染 症対策環境整備補助金、以上であります。

村では、今後も感染症への対応のために、緊急に必要となる感染拡大防止策や生活支援策

を、実情に応じて柔軟かつスピード感を持ち、実施に努めてまいります。

最後に、3つ目の県の人権保護チームに対応した村独自の支援についてお答えいたします。 人権保護の観点から、新型コロナウイルス感染症における患者、家族、医療従事者に対し て、差別は絶対あってはなりません。感染症や医療従事者に対して、誹謗中傷や差別的な言 動が行われてしまうコロナ差別の発生が社会問題となっています。

村では、感染症対策の告知放送により、感染した人への誹謗中傷や差別的な言動をなくす 広報を実施しております。

今後の対応策として、次の4項目を実施予定です。公式ホームページ内へ、コロナ差別防止特設ページを設置いたします。今年度全戸配布予定の新型コロナウイルス感染症対策防災マップ、これへコロナ差別防止を掲載いたします。誹謗中傷や差別的な取扱いを受けた被害者を早急に支援するため、国及び県が設置している人権に関する相談窓口及び被害者支援のための相談窓口と村との連携のマニュアル化をいたします。村の人権擁護委員との連携。これらの施策において、コロナ差別の追放を図ってまいります。

村では、新型コロナウイルス感染症対策に当たって、各種施策を敏速かつ的確に実施する ため、各課を挙げて取組を進めているところであります。

今後、これまでの取組を踏まえながら、さらなる感染症の流行などに備え、体制の強化に 努めてまいります。

以上でございます。

〇議長(塩原智惠美君) 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

〇住民福祉課長(上條文枝君) それでは、北村議員4つ目の質問、新型コロナウイルスに関します今後の対策の中でお答えをさせていただきます。

私のほうからは、感染者への対応及び心のケアについてご対応させていただきます。

初めに、村内に感染者が発生した場合、県から村への情報提供は県で公表がされます感染者の年代、性別、居住地、職業等の情報のみで、個人のお名前等は公表がされておりません。 この対策は、感染者の人権を守るための方策と捉えております。このため、村といたしましては、どなたが感染されたかということを特定することはできません。

しかしながら、村といたしましては、不安を抱えられている方のために、これから申し上 げます対策を講じてきております。

1つ目といたしまして、感染者個人からの相談があった場合には、今まで以上に注意を払

い、守秘義務には十分配慮をし、医療面も含めまして、村民に一番身近な保健師が対応するよう相談体制を整えております。また、感染者への誹謗中傷は控えるよう、先ほど総務課長が申しましたように、村のホームページ等で周知を図っております。これに加えまして、コロナに起因した眠れない、不安で落ち着かないと、メンタル的に不安になる方への対応といたしまして、村での保健師の対応と併せまして、相談者の方が近くの村の方には相談をしたくないということも鑑みまして、県の相談窓口であります精神保健福祉センターへの相談窓口を併せて周知しております。まずはお一人で悩まずに、お気軽にご相談をいただければと思います。

併せまして、村民お一人お一人の思いやりのある行動をお願いを申し上げるものでございます。一日も早いコロナ禍の収束を切に願うものでございます。

私からは以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 北村議員、再質問はございますか。
北村議員。

[10番 北村直樹君登壇]

○10番(北村直樹君) 各4つに分けて各課長から答弁をいただいたわけでございますが、 塩原総務課長、さらにちょっと追加でご質問をさせていただきます。

先ほど冒頭でご回答いただきましたコロナによる休業支援、それから小口資金の貸付け、こういったことが制度としてあるというふうに聞いておりますが、これは手続上は自分でまずやるのか、また、コロナの小口資金については、現在、上限がどの程度の貸付けが可能なのか、まずそこをお尋ねしてもよろしいでしょうか。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔產業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長(清沢光寿君) それでは、北村議員のご質問にお答えいたします。

小口資金という資金の関係でございますが、この前も全協等でお話させていただいてございます村のほうで進めてございます融資の関係と思っています。

通常の融資につきましては、500万円という融資の中で村でやっているんですが、今回改めてコロナウイルスの感染症の融資ということで、1,000万円を上限に行うというのが融資制度でございますので、お願いいたします。

○議長(塩原智惠美君) 北村議員、再質問ございますか。

北村議員。

[10番 北村直樹君登壇]

- ○10番(北村直樹君) 先ほどご答弁いただいたのは、これはあくまでも企業ですよね。事業体。事業体に対しては、確かに私もそれは心得ております。要はサラリーマン、それからパート、アルバイト、要は個人の場合はどのような状況であるか、もし分かればお答えいただいてもよろしいでしょうか。
- ○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

[会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇]

〇会計管理者兼総務課長(塩原康視君) お答えさせていただきます。

世帯及び個人の方への休業補償の関係及び資金の関係でありますけれども、どちらも国の支援策となっております。休業のほうにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付金ということになっておりまして、中小企業で働く従業員の方に対して月額最大33万円を支給するというものとなっております。これにつきましては、直接国の給付金コールセンターのほうへの問合せ等となってございます。

また、個人の貸付けのほうになりますけれども、これは個人の方が収入減で生活が苦しい場合となります。これは緊急小口資金総合支援資金というものになりまして、最大80万円、これは2人以上の世帯となりますが、また、単身世帯の場合は最大65万円ということで、問合せにつきましては、各市区町村の社会福祉協議会ということになってございます。以上です。

○議長(塩原智惠美君) 北村議員、再質問はございますか。
北村議員。

[10番 北村直樹君登壇]

〇10番(北村直樹君) ありがとうございます。

なぜここまで私がこれに思いを寄せるかといいますと、結局、先ほど冒頭申し上げたように、今、本当に旅館業、それから飲食、そういったところで働いている方というのは、今、 仕事がありません。では、どこで自分の生活費を用立てるかとなった場合に、なかなかそういった情報を知らないと、生活が行き詰ってしまうんですよね。今、昨今の社会情勢を見ていますと、そういった方が最終的にどこに行き着くかといいますと、例えばあってはいけないんですが、闇金だったりですとか、またはファクタリング、自分の少ない給料を担保に、 そういったところから違法な金利でお金を借りてしまうと、そういった、要はコロナ禍によるさらに悪循環に陥るケースのほうが今、増えてきております。

そういった中で、しっかりと今、国ではこういった制度がある、そしてこういったところ を利用して生活費を今、確保してほしいと、そういったアナウンスは私は必要ではないのか なというふうに思って連絡をさせていただいたわけでございます。

さらに、これは私の提案でございますが、それとプラスアルファで、今、村内の事業体、コロナの影響を受けていない、例えば農業であれば、現在、外国人労働者がなかなか働き口として来られないといった、そういった声もあります。村内での事業体の中で、アルバイト、または働き口の確保を求めた一つのツールみたいなものをつくっていただきたいなというふうに思っております。例えば農業で、今、人手が足りていないので、こういったところに求人がありますですとか、例えば山で仕事をしている方であれば、そういったところで求人募集していますとか、そういったいろいろな各種団体があると思います。そういったところへヒアリングをして、どれだけ今、アルバイトとして受け入れられるのか、そういった情報の精査をして、村内の人たちに発信してみてはいかがなのかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

〇議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

小林村長。

[村長 小林弘幸君登壇]

○村長(小林弘幸君) 確かにおっしゃるとおり、今、総務課長のほうで現在ある国の制度、 県の制度、そして村独自の制度、数えたら二十幾つ。今さらどういう制度があるか物を見な いと言えないくらいたくさんの制度があります。その周知徹底というのは、やはり定期的に 行う必要があると思いますので、先ほどの個人向けの支援策以外にも、企業のほうも新しく 創設、今議会で承認されれば、また増えるわけですから、そういったものの周知徹底という ことを、再度、我々行政としても図りたいと思います。

それと、雇用の確保という面で、先ほどのようなアルバイト先がどういったところが今あるかというのも、確かに情報としてあれば、スムーズな対応がとれますので、現在あるのはアグリ・チャレンジセンターでの援農支援、これの農家の働く人を確保するということで現在ありますが、そのほか、先ほどのようなアルバイトですね、そういった情報をやはり密に集める必要もあると思いますので、北村議員のおっしゃられたそういったこと、我々行政としても取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 北村議員、再質問はございますか。
北村議員。

[10番 北村直樹君登壇]

〇10番(北村直樹君) ありがとうございます。村長からご答弁をいただきましたので、最後に、コロナの村独自の対策支援について、最後に質問をさせていただいて終了したいと思います。

先ほど課長のほうから、各種施策のほうを述べていただきました。ホームページ、または 広報による放送、告知だったりですとか、また、人権擁護マニュアルの作成、こういったこ と、非常にいいと思います。

ぜひひとつ、これは頭の中に入れておきながら、もしよかったら対策を練っていただきたいと思うのですが、やはりコロナで一番勘違いが起きやすいというところというのが、ネットによる書き込みだと思うんですね。例えばネットで書き込みが、結局それが拡散してしまうと、正しいことがぶれていってしまう。本当に事実と異なることが拡散してしまう。例えば直近であった例で言いますと、感染者がどこどこの飲食店を利用した、だからそこの飲食店が2次被害を受けた。でも、実際そういったことはなかった。要はネットによる書き込みという部分というところが、一番今後気をつけなくてはいけないのかなというふうに思っております。どうかネットによる誹謗中傷等にも力を入れていってほしいなというふうに思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

[会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇]

- ○会計管理者兼総務課長(塩原康視君) ただいま議員ご指摘のネットによる書き込みといういうことでありますが、おっしゃるとおり、ネット等では個人の一考えがネットに掲載されることによりまして、正しいことが形を変えていってしまうということがございます。それを防ぐためにも、今ご提案がありましたとおり、村といたしましても、それ以前に感染症対策及びそれの周辺に関わる正しい情報を事細かく提供していくということが、村として実施する最大の方策かと思いますので、今後それに当たって実施してまいりたいと思います。
 - 以上であります。
- ○議長(塩原智惠美君) 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

[10番 北村直樹君登壇]

- ○10番(北村直樹君) コロナ、かかりたくてなりたい人は、多分誰もいないと思います。また、第1号になりたくないというところで、非常に多くの心配をされている村民の方、多いと思います。もし、万が一第1号になったとしても、村全体でそういった方を守りながら、その方の人権を確保して、差別のない村、またいじめのないことを願って、私の一般質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。
- ○議長(塩原智惠美君) これで北村直樹議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長(塩原智惠美君) 次に、1番、上條俊策議員。
上條議員。

[1番 上條俊策君登壇]

○1番(上條俊策君) 1番、上條俊策です。

私は、1項目について質問させていただきます。

日頃、村民の皆さんからいろいろな声をお聞きしているわけですが、その中で3つのこと についてお聞きしたいと思います。

1番としまして、通学路の支障木対策についてということで、以前から通称、学校坂と言われる、公民館から下っていくあの道路ですが、里山整備事業というのがあの辺、過去に行われたわけですが、今の部分はいろいろな問題というか、条件がありまして、里山整備事業の対象から外され、何か整備できる対策を検討してほしいということでお願いしておりましたが、途中までいろいろな話はありましたが、その後一向に進展しないまま今日に至っております。

あそこを通ってみますと分かっていただけると思いますが、道路に両側から枝が相当伸びて、覆いかぶさってきています。夕方になりますと、あそこを通りますと、まだ明るいんですが、下のほうに来ると暗いもので、もう明暗センサーが働いて街灯がついています。そんな状況で、暗くもなっておりますし、これから子供たちが帰る時間帯も暗くなってしまうなという、そういう時期に来るかなと思います。

先般、通学路点検というようなことを行っていただいたということで、ホットニュースで も見ましたけれども、そのときはどうだったのかなと。

とりあえず、里山整備とか、そういった大げさな事業としてでなくて、とりあえずでも、 今、覆いかぶさっている枝関係、あれも枯れてくると上から落ちてくるとか、いろいろな問題にもつながってくるかなという心配がありますので、一間通りの枝打ちをするとか、そういった緊急の対応だけでもやっていただけたらありがたいなということで、1つ目はそれです。

それから、2つ目としまして、防災放送等、いろいろな放送がありますが、この前から話にも出ておりましたが、外の放送が何を言っているか、音量ばかり大きくて分からないということをお聞きします。今度はデジタル放送に変えるというようなお話も聞いておりますけれども、その放送はいつ頃までにできるのかということと、関連しまして、村の放送の前に流れる音楽が、以前とここ何カ月ですかね、変わってきております。ただ、その流れている音楽が、前のほうがよかったと、これから放送されるので慣れでもあるかと思いますが、何となくおとなしいというか、静かで、あまり元気とか明るさがないというような意見も聞きます。これはそれぞれ人によって受け止め方は違うかと思いますが、そんな意見もありますので、もし検討願えたら検討していただきたい。

また、放送の仕方ですが、この間、広域消防署の訓練がありました。突然、突如、大音響でサイレンを鳴らしてきました。何だろうなということで、聞いている皆さんは何が起きたのかとびっくりして、心臓に悪かったと。それは何かといいますと、そのサイレンの後に、しばらくしてから、ただいまのは訓練ですという放送が流れたと。そのときは古見の1511番地、私もその放送はちょっと聞いたんですが、役場付近が火災というような放送でした、放送は。それで、どこが役場付近かということでずっとこっちまで見に来たんですが、煙はどこにも立っていないと。それで、しばらくしてから、これは訓練ですという放送が流れたということであります。

できましたら、この辺も広域との連携もあるかと思いますが、前もって、今日何時にはこういう訓練がありますということの告知の方法はないのかと。何かその辺を村民の皆さんに、突然でかい音をして跳んでこられると、どきっとしたと、びっくりしたということがありますので、そういった放送のやり方といいますか、その方法の検討をお願いしたいということです。

それから、もう一つは、3つ目としまして、この役場庁舎のちょうどここのファミリーマ

ートと議場との間にツバメが来ております。そのツバメのふんというものが、皆さんうんと 気になると。見ますと、ツバメの巣を作れるようになのか、ふんが落ちないようにということで、板で作っていただいていますが、昔からツバメが来ると、縁起がいいいことだし、か わいがるという気持ち、思いやりは十分理解できますし、私もこういう生き物に関しては優しいほうといいますか、好きなほうなんですけれども、たまたまここが公共の建物ですし、 ちょうどあそこは飲食物も売っているファミリーマートもあります。それから大勢の方々が 集まってくる場所でもありますので、今の時期、南へ渡っていきましたがというのは、つい 3日ぐらい前に300羽ぐらいが集合して、一陣が来ました。昨日見ていますと、まだ300、500ぐらいのツバメたちが全部集まって、それで電線に止まっています。

そんなことで、2,000キロから5,000キロ飛んでいくというツバメ。かわいいし、来てもらうことはいいことなんですが、ここは公共の建物ということで、これからふん害とか、それから、そこへどんな人が来るかも分からない、そんなことがありますので、ツバメが来てもいいのか、できたらほかのところへ巣を作ってもらうようにいってもらえるかということの結論をお聞きしたいなと思うわけです。

巣を作らないようにするにはどうしたらいいかというような方法は、いろいろあるみたいですが、私がちょっと調べてみるところだと、下に網を張るだとか、それから釣りの天ぐすで張るだとか、そういったことで防げるようであります。ここもそうですし、裏の出口のところにも1カ所、ツバメの巣、今行ったらちょうどありましたけれども、下のふんが大変なんで。ツバメのふんは特に落ちないものですから、長い間にはえらいことになってしまうかなと、そんな心配もありますので、その辺、どうしたらいいかということのお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長(清沢光寿君) それでは、上條議員のご質問の、私は1つ目の通学路の支障 木対策、学校坂の森林整備についてお答えいたします。

この件につきましては、議員より過去にもご質問いただき、お答えさせていただいておりますが、再度、現在までの状況を申し上げます。

まず、過日、8月20日でございますが、朝日村通学路安全推進協議会による通学路の安全

点検では、教育委員会より、学校坂の状況について、点検当日は大変猛暑であったため、学校坂の木陰に入ると涼しく、子供たちには木陰の必要性も感じた反面、枯れ枝もあり、落下すると、子供たちや通行車両への影響があり、危険であるということ、また、高い木が多く、薄暗く、獣や不審者の出没も懸念されるということが、やはり検討課題としてあるということで議題になったと聞いてございます。

さて、学校坂周辺の森林整備事業につきましては、小野沢区から要望を受けまして、松本 広域森林組合が事業主体となり、整備計画を立て、平成26年度から実施してまいりました。 学校坂につきましては、平成28年7月に地元関係者への説明会を行ってきておりますが、補 助対象事業の採択要件に該当せず、隣地内の墓地や住宅にも、極めて隣接をしており、特殊 な伐採、特殊な作業を必要とする箇所でございまして、森林整備としての施業は大変難しい 状況でございます。

今年度も6月に入りまして、村では再度、県へ補助制度での実施について相談してございますが、個人私有地の立木に資する補助は大変難しく、早急に対応できる状況にはないというのが県からの回答でございました。また、8月には松本広域森林組合に再度確認をいたしまして、人家複層地や構造物があって、やはり特殊伐採や特殊作業が必要となるため、施業については補助等では行うことは大変難しく、相当額をやはり地権者の皆様にご負担いただかないとできないのではないかという回答を得ているのが現状でございます。

なお、昨年、31年の4月から始まりました森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度につきましては、現在、実施に向け、本年度よりその実施方針等を定めておりますので、なかなかこの整備の中でできるかどうかというものを含めて、まだまだ検討が必要でございますので、時間がかかるものと捉えてございます。

そこで、これまでなかなか進めらなかったという部分も村としては反省でございますので、 再度、現状の制度、補助事業等における制度を活用した中で、やはりそうは言っても、県や 松本広域森林組合も、なかなか所有者の負担もやはりいただかないとできないということの 回答が一番なものですから、そんなことを含めて、地権者の皆様ともう一回、この程度の枝 打ちとか、そういったものについてが該当になった場合に、やはりそれだけの負担をお願い したいということがあれば、それを整理させていただいて、再度地権者の皆様とご協議とい うか、ご相談させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(塩原智惠美君) 塩原総務課長。

[会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇]

〇会計管理者兼総務課長(塩原康視君) 上條議員ご質問のご回答につきまして、私のほうからは、2つ目のご質問から3つ目までお答えさせていただきます。

初めに、防災無線の放送の仕方についてお答えさせていただきます。

現在運用中の防災行政無線は、平成21年度から運用開始となり、12年目を迎え、防災行政無線の屋外放送設備は、村内35カ所に設置されております。

なお、今年度実施中の移動系防災行政無線デジタル化更新、これは消防無線であり、防災 無線の更新予定はございません。

また、現在、松本広域消防局の緊急放送が一部の地区で聞こえにくい状況ということを踏ましまして、調べましたところ、この現象は屋外スピーカーの位置や風向きにより、放送された内容がエコーを発生いたしまして、それが原因と想定されております。広域消防局では、緊急時の放送分について、このエコーを解消するために、ゆっくり、はっきりとした文、そして間隔を空けて放送することで、エコーの解消を予定しております。

次に、お知らせ放送の冒頭に流れる音楽につきましては、今まで10年以上利用してきた音楽を、この7月よりリニューアルいたしました。これは、防災無線の放送機器を一部増設するに当たり、放送する音楽の変更が必要となったことによるものです。まだ聞き慣れないといったご意見、また好評のご意見もある中ですので、今後、村民の皆様のご意見をお聞きしながら、また、あまりにも不評な場合には、音楽の再検討もさせていただきたいと思います。また、防災行政無線は、点検整備のため、試験放送を定期的に実施しております。8月と9月にも試験放送を行っております。試験放送時は、実際の火災と勘違いされたり、驚かれてしまう可能性があるため、その防止としまして、試験放送を行う場合には、午前中に1回、お昼に1回の試験放送実施の説明放送を行い、その日の午後、試験放送を実施している状況であります。

今後の試験放送実施の際は、事前の説明放送を、今までの当日放送に加え、これからは前日の昼及び夜の放送も加えて、周知徹底を図ってまいりたいと思います。

次のご質問の役場庁舎のツバメの巣対応についてお答えさせていただきます。

役場庁舎には現在、15カ所にツバメの巣が作られています。そのうち、議場とファミリーマートの間には10カ所の巣が集中して作られています。議員ご指摘のとおり、ツバメの巣は ふんが下に落ちるため、景観上も衛生上も問題であり、村の今までの対策といたしましては、 巣を作った場所へ板を設置して、ふんの落下防止を行ってまいりましたが、これでは新たに

別の場所に巣を作られてしまい、その対応策を今まで検討してまいりました。

この9月議会補正予算へ、庁舎の修繕料58万円を計上させていただいております。この修繕は、議場とファミリーマートの間にツバメよけの防鳥ネットを設置する費用であります。 これによりまして、ツバメのふん対策の防止になると考えております。

これからも、村民に皆様にとって、より利用しやすい庁舎となるよう、維持管理に努めて まいります。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問はございますか。
上條議員。

[1番 上條俊策君登壇]

- ○1番(上條俊策君) 1番目の支障木のことですが、これは補助対象にはならないというお金の話は聞きました。ただ、お金は大事なことなんですけれども、これがやはり危険だとか交通安全だとか、そういった観点から考えると、持っている所有者、所有者が自分の木は自分でやるというのが本来だとは思いますが、やはりそこに公共の道路があったりしているわけですので、ただ一概に負担金を出せばやれるとか、その人がやれるということでなくて、子供たちを守るとか交通安全だとか環境だとか、そういった面から、村としてはどのくらいかけても、どの程度のことができるかという検討をぜひしていただきたいということであります。
- ○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長(小林弘幸君) 先ほど、1番目の質問、枝打ちだけでも実施してほしいという、それに対する回答が落ちておりました。

それで、まずは子供の安全、または通行車両の安全というのが第一でありますので、危ないところは、これは村のお金を使って整備をするというのが、これは当然だと思いますので、 そのようにしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問ありますか。

上條議員。

[1番 上條俊策君登壇]

〇1番(上條俊策君) ありがとうございます。そういうことで、枝打ち一間通りでもやって

もらえれば、道路に対してのあれがなければ、安全かと思いますので。ありがとうございます。

それから、2つ目の防災無線の私が聞きたかったのは、防災無線のテストでなくて、広域 消防の訓練がこの間あったんですよね。広域消防が。そのときの訓練のサイレンがすごいあ れで跳んできてということなものですから、防災無線のテストは、前もって今日というやり 方でやってもらっているので、それに対しては問題ないと思いますが、突如、広域の、山形 ですか、多分。あれがどんどん跳んでくると、でっかい音して跳んでいたと、なんしただや あという、そのびっくりしたということなんですが、広域消防の訓練ですね、それが今日は そういう訓練がありますよというようなことを、前もって村民に知ってもらうような方法は ないかということをお聞きしたかったんですが。

〇議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長(塩原康視君) この間、広域消防の訓練でありますけれども、広域消防の訓練のときに、併せて防災無線も放送が流れるわけですが、この間のときも、午前中に一応、告知の放送はさせていただいております。たまたま先ほども答弁させてもらいましたが、一応ルールでは午前中とその前にということになっておりますが、なかなかそのときに聞き落としてしまいますと、ご指摘のとおり、急にサイレンが鳴ってくるということで、びっくりされてしまいますので、その対応策として、前日の昼と、さらに夜にも訓練が行われますという放送をするように、今後徹底してまいりたいと思います。

以上です。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問ありますか。

上條議員。

[1番 上條俊策君登壇]

〇1番(上條俊策君) 分かりました。すみません。

それで、その中で、先ほど無線の放送が、音が大き過ぎて聞こえにくいというの、あれは 防災無線デジタル化するのは消防無線であって、防災無線ではないということでしたよね。 それで、あのハウるとか大き過ぎるというのは、あれはボリュームを絞ってはもらえないで すかね。ボリュームがでか過ぎるもので、こっちとこっちが緩衝して、それで聞こえないん です。一番あれなのは、この役場の表辺りが一番聞こえにくいと思います。何言っているか 全然分からない。だから、あのボリュームをある程度落とさないと、風向きとかそういうものもあるかもしれませんが、かぶらないように、かぶるとどうしてもハウりますので、その辺の使い方の検討ですかね。テストのときに、それぞれの場所でどういうふうに聞こえるかというのの、聞こえるほうのことも、音が出ているというだけではなくて、聞き取れるか、取れないかというところまでテストしていただければと、そういうふうに思います。

ということで、この2つ目は終わりにします。

それから、今のツバメの問題ですけれども、58万円かけて網を張るということは聞いていなかったものですからあれしたんですが、網張るというのが一番効果があるようです、調べてみますと。ですから、それをやっていただいて、ツバメの巣を壊すとか、そういうのは罰せられますので、網を張ってもらって、来年から、一時期は来るらしいけれども、何回か来ているうちに来なくなるそうですので、ちょっと息長く考えていただいて、できたら防いでいただきたいということで、いい回答をいただきましたので、ありがとうございました。

以上で私の質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(塩原智惠美君) これで上條俊策議員の一般質問は終わりました。

◇高橋良二君

〇議長(塩原智惠美君) 次に、2番、高橋良二議員。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

〇2番(高橋良二君) 2番、高橋良二です。

1問だけ質問させていただきます。

通学路の安全対策について。

私は昨年、一般質問で、通学路の整備を要望させていただきましたが、その後どうなっているのかお聞きします。

主に、ハーモニーロードの歩道について質問、要望しましたが、現在、亀裂の箇所を五、 六カ所補修してありますが、数十カ所が手つかずのままです。 PTAの方から、いつになっ たら直すのかと聞かれます。

①工事予定をお聞かせください。

また、保育園南側の栗津原さん宅前の道路が相当傷んでいます。お聞きすると、優先順位 があるとの回答でしたが、②改修予定はいつの予定か。

予算との関連で、道路補修が遅れているとしたら、村民の毎日の生活で、安全に歩ける道路は、何にも増して必要なことと思います。道路補修の予算が年間1,000万円程度では、到底安全な道路整備はおぼつかないと思います。村内各地に改修箇所がたくさんあります。来年度は、道路補修の見直しを図り、実態に合った予算を計上し、安心して歩ける安全な道路改修を目指してほしいと要望しますが、お考えをお聞かせください。

〇議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

〇建設環境課長(上條浩充君) それでは、高橋良二議員ご質問のハーモニーロードの歩道、 それから保育園南側村道の修繕の予定についてお答えさせていただきます。

道路の修繕につきましては、昨年の一般質問の答弁でも申し上げましたように、個別施設 計画及び通学路安全点検、また、各区などからの要望の中で、危険度の高い案件から計画的 に実施を進めております。

最初に、ハーモニーロードの歩道ですが、昨年、現場を確認させていただきまして、一部 修繕をいたしました。本年度、その続きを実施すべく、既に依頼してございます。

また、保育園南側の村道につきましては、通学路ではございませんが、老朽が進んでいることは承知しております。30年度に実施しました道路の劣化状態を調査する調査によりまして、劣化度の度合いを4段階に分け、今後の修繕計画となる個別施設計画、いわゆる長寿命化計画を策定し、昨年度からその計画に基づいて、劣化が特に進んでいると判定された中の幹線道路から修繕を開始しております。

議員ご質問の保育園南側の村道につきましては、劣化が進んでいることを私たちも認識しておりますので、工事の時期、これは明確にはお答えはできませんけれども、幹線道路の次に、近いうちに、早い段階での修繕を行うことになると思います。

最後に、予算措置がないために、工事が遅れているのではないかというご質問についてですけれども、遅れているというわけではなくて、議員ご承知のとおり、この先10年の財政計画、事業計画に基づき予算措置をされておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

- ○2番(高橋良二君) 今いただきましたけれども、ハーモニーロードのところは、工事予定をちょっとお聞かせと書いてありますので、できましたら工事予定を、ながらで結構ですので、お聞かせいただきたいのと、南側の栗津原さん宅前道路も、改修予定をいつ頃の準備をしているのかどうか、そこら辺もお聞かせを願いたいと思います。
- ○議長(塩原智惠美君) 上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

- ○建設環境課長(上條浩充君) まず、ハーモニーロードの歩道の修繕ですけれども、先ほどもお答えさせていただきましたが、もう既に今年実施すべく修繕の依頼を出しております。それから、保育園南側の村道につきましては、昨年から幹線道路について修繕を始めておりますので、点検の中で優先順位をつけました今年、来年、それから再来年まで幹線道路が進んでいきます。それが終わりましたら、近いうちに、一番早いというか、早いうちに修繕を行う予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(塩原智惠美君) 高橋議員、再質問はございますか。 高橋議員。

[2番 高橋良二君登壇]

- **〇2番(高橋良二君)** 時間もまいりましたので、いろいろ質問した中で回答ございましたので、ここら辺で質問を終わらせていただきます。
- ○議長(塩原智惠美君) これで高橋良二議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後1時15分といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時10分

○議長(塩原智惠美君) ただいまから本会議を再開します。

午前に引き続き一般質問。

◇ 清 沢 正 毅 君

〇議長(塩原智惠美君) 3番、清沢正毅議員。

清沢議員。

[3番 清沢正毅君登壇]

○3番(清沢正毅君) 3番、清沢正毅でございます。

私は、地方創生交付金事業について2問、質問をさせていただきます。

過日、8月6日に議会から、地方創生交付金事業の効果検証と総括について、議会から村 当局に提出をさせていただきましたが、広く村民の皆さんにも地方創生交付金事業の実態に ついて認識を深めていただくために、あえて一般質問項目として取り上げさせていただきま した。

地方創生交付金事業は、平成28年から3本の事業、滞在型体験プログラム構築事業、木質バイオマス循環自立創生事業、アグリ・ビジネスセンター設置による新たな農業の担い手創出事業を立ち上げ、それぞれに掲げた目標達成に向けて、協議会、検討委員会等を立ち上げて活動を展開してまいりました。

滞在型体験プログラム構築事業は、平成30年12月に朝日村観光協会を設立するとともに、 交流拠点であるゲストハウスかぜのわのオープンに伴い、所々の課題はあるにしても、事業 計画を完遂して終了いたしました。

残る2つの事業、アグリ・ビジネス開発事業は、来年、令和3年までの6年間の活動事業 であります。そして、木質バイオマス関係事業は、今年までの活動計画でありましたが、昨 年、目的達成には無理があるとの結論から、活動を中止することとなりました。

こうした状況を踏まえ、次の2つの事業についてお伺いします。

1、アグリ・ビジネスセンター設置による新たな農業の担い手創出事業の現状と今後の展開についてであります。

この事業は、当初、ビジネスとして発展させることを使命とした委託業者による民間法人、朝日アグリ・ビジネスセンターを設立し、農家の経営強化とITを活用した農業スタイルを構築し、農業ビジネスへの挑戦者の起業、事業継承、就労につなげることを目的として活動をスタートいたしましたが、4年目の令和元年に、民間法人のセンター設立をあきらめ、村産業振興課内に専任コーディネーター1名を配置し、朝日アグリ・チャレンジセンターと命

名、そして活動目的も、援農、小規模流通、新規就農の3本柱に事業を絞り、当初の目的から大きく方向修正を図ってまいりました。

この事業は、過去4年間で約6,000万の費用を費やし、今年、来年とさらに4,600万の予算を計上し、合計で1億円規模の重大プロジェクトであります。農業立村朝日村としては、最も注目すべき事業であります。

3本の柱の事業構想は議会にも示されましたが、令和2年も既に半年を経過し、最終年度になる令和3年の事業計画、予算も、1月までには策定しなければなりません。

構想が見えていても、何がどこまで進んでいるのか、現状の進捗状況が見えておりません。 途中で方針も変わり、活動期間も残すところ1年半、確実に目標達成ができるかどうかも懸 念しているところであります。

つきましては、4点ほどお伺いします。

1つとして、今年と来年の計画予算に合計2,700万円の費用が計上されている官民協働プロジェクトの運営改善とは、具体的にどのような内容を考えられているのか。

2つ目、最終年の計画に戦略作物の選定と共同生産、販売体制の構築に1,000万が計上されておりますが、これは具体的にどのような体制を考えておられるのか。そして、最終年だけですから、最終年1年だけで本当に実現できるのかを伺いたい。

3つ目、現状の進捗状況をご報告いただくとともに、最終年での目標達成の見込みが、本 当にどうなのかどうか。

4つ目、この創生事業活動終了後の令和4年以降の推進組織体制の構想を持っておられるのか。

以上についてお伺いをいたします。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

〇産業振興課長(清沢光寿君) それでは、清沢議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の地方創生事業、アグリ・ビジネスセンター設置による新たな農業の担い手創 出事業の現状と今後の展開についてでございます。

平成28年度より始まった地方創生事業による当事業は、議員ご承知のとおり、令和元年10月、朝日アグリ・チャレンジセンターを設置し、援農、小規模流通、新規就農の3本の事業に絞り込み、農業振興に現在取り組んでおります。

まず、(1)、(2)のご質問の内容でございますが、地方創生事業をこれまで行うに当たり、毎年、計画書を1月に作成し、国に提出してございます。その時点では、大きな計画でございますので、なかなか詰めが甘い部分がございまして、今回、議会の皆様にお示してある内容につきましては、その大体の大まかな計画書の中の抜粋の内容でございまして、必ずしも現在進めている事業内容とは、また、事業費とは一致するものではございませんので、ご理解お願いいたします。また、議会への説明の際に資料提供いたしましたが、精査がまだできていない状況については、お詫び申し上げます。

初めに、(1)の官民協働プロジェクトの運営改善という項目でございますが、こちらは、言葉はこういった形で書いてございますが、現在取り組んでございます3本の柱の事業の推進のことでございます。官と申しますと行政、そして民という部分では、現在村のほうにアグリ・チャレンジセンターの事務所を置いてございますが、現在は委託会社でございます委託業者からこちらに派遣いただいているという形でございますので、官民協働によるプロジェクトの中で3事業を進めているというところに捉えていただければと思います。

まず、3本の柱の事業の援農の運営では、システムの維持管理等、そして小規模流通の拡大では、流通の仕組みや改善、飲食店との連携、推進等、そして、新規就農支援では、こだわり農業の体験ツアーだとか、そういったお試しツアーをやろうということの計画があったのは事実でございます。それらを含めて、そういった大きな数字になっているというものでございます。

また、そのほかに、農機具の貸出しであったり、直売にする場合には、もっと大きな経費がかかるのではないかと、そういったもろもろの経費がかかった中でそういった大きな数字が掲載されていたということでございます。

続いて、(2)番の戦略作物の選定と共同生産、販売体制の構築というところでございますが、他の自治体と連携を図ってやっていこうという、そんな話も委託業者との中でございました。それが、そばの共同生産、共同販売を行ったらどうかという計画が昨年から上がっていたのは事実でございます。しかし、現状の他の推進状況を見ますと、とてもではないけれども、今この段階でそういったものを進めるという段階ではないということで、令和2年の3月に決めてございますので、現在それを活動する予定は一切ございません。

それでは、(3)番の現状の推進状況と最終年での目標達成の見込みについてでございます。

朝日チャレンジセンターによる3つの事業の進捗状況を申し上げますと、まず、援農でご

ざいますが、不足する労働力を確保するためのマッチングシステムは整備されました。高齢 化が進み、労働力不足を補うには、重要な事業と捉えておりますが、依頼、登録していただ く農家と、サポーター、実際動いていただく、活動いただく方の双方をどう増加させていく かというのは、非常に課題でございますし、どうマッチングしていくか。なかなか時間が合 わないだとか、作業方法がなかなか思いどおりにいかないとか、そういったお悩みを持って いるというようなことを聞いておりますので、そんな課題を改善、見直しを行い、継続して まいりたいというふうに考えてございます。

ですので、システムはできましたので、あとは継続方法を考えるというところまで来てございます。

続いて、小規模流通は、やさいバスの活用を一番と考えてございます。販路拡大につながり、成果も見えてございます。何百件とか大きな数ではないですが、何十件単位で、そういった中で流通が始まってございます。今後さらにやさいバスの活用方法を生産者皆さんに熟知していただき、そして、契約販売体制が構築されれば、野菜販売額の向上という大きな目標につながっていくと捉えてございます。

また、月3万円ビジネスなどの事業により、新たな担い手や退職後の農業従事者などへの 生産者に高付加価値の作物の栽培を情報提供することで、販路の拡大につながっているとい う状況が見えますし、また、朝日アグリ・チャレンジセンターのサポート、協力によって、 農業者グループが設立され、活動をされております。特に例を申しますと、朝日てらすファ ームという団体ができまして、あさひマルシェや酒米プロジェクトなどを独自で運営してい ただいて、その協力をしてございます。

このように、ある程度のきっかけづくりができたと捉えてございます。それがまた、今後 の村の新たな農業の進展につながると捉えてございます。

続いて、新規就農でございますが、こちらは、問合せがあれば、朝日アグリ・チャレンジセンターを窓口に、関係機関等と連携を図り、推進しているところでございます。当初の目的のとおり、一本化をしていくという部分では、一本化にはなってございますが、ただ、村の受入れ態勢整備が、村としての研究、検討がなされていないのが現状でございまして、積極的な事業展開に至らず、苦慮しているところでございます。

新規就農者の受入れ態勢として、やはり課題となってございますのは、住居がないという 問題でございます。住居、空き家の活用や新規就農育成のプログラムなど、今後検討を図っ てまいります。 進捗状況、また今後というところで捉えられますと、新規就農につきましては、なかなか 事業が推進していないという現状でございます。この後、残り1年と半年で、何とか体制づ くりを考えたいと思ってございます。

次に、(4)の令和4年以降の推進組織体制の構想についてでございますが、運営、人員体制等、まだ構想はできてございません。しかし、これまでの事業継続、実際やってきたこの内容と課題解決がたくさんまた上がってきていますので、そのアグリ・チャレンジセンター機能は継続していく方向で現在考えてございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 清沢議員、再質問はございますか。

清沢議員。

[3番 清沢正毅君登壇]

○3番(清沢正毅君) 回答いただきました。

その中で、官民協働プロジェクトの運営改善、それは実際には3本の柱のことであるというご説明をいただきました。いずれにしても、この3本の柱を達成するために、官民協働プロジェクトだけではなくて、ここに計画されている内容は全てがそれを目標達成するための施策だということですから、特別ここに取り出してあったものですから、その具体的内容は何なのかな、姿が見えなかったものですから質問させていただきましたが、いずれにしても、計画している項目全てが3本の柱の目標達成のために行動しているんだと、そういうふうに理解すればいいということですね。

結構、2年で2,700万円って、そこだけに高額な費用が計上されておりましたので、ちょっと気になって説明を受けたわけですが、いずれにしても、全てが目標達成に向けている内容だということに理解をさせていただきます。

それから、2番目の戦略作物の選定、共同生産販売、これは今のお話ですと、いろいろ検討してきましたが、進める段階で、やはり無理があるということで、もうやらないという今、回答でありますけれども、そうすると、これは予算がまた変わってくるということですね。要は、3本の柱を達成するためにこれをやろうと言っていた、過去にもこの項目は出ているんですよね。それで、途中からなくなって、また最終年だけにこれが出てきたということがありますから、その辺が本当にいいのかどうかというのは、ちょっとまだ疑問が残っていますが、トータルとして、また別の段階で、あと1年残っていますから、ちょっと検証させていただこうというふうに考えています。

3番目の進捗状況と最終年度で本当に達成できるのか。この辺については、この3番と4 番は、私が言いたかったのは、5年間までいろいろ活動してきて、途中で目標設定が少し変 わってきた。要は3本の柱に変わってきました。アグリ・ビジネスセンターからチャレンジ センターに変わったと、こういうこともありますから、あと活動が1年半残しているわけで すよね。それで、方針も変わり、いろいろ進め方の方策も変わってきたという中で、本当に あと1年間でこれだけ、1億円ですけれども、一般会計半額5,000万ということになると思 うんですけれども、それだけ費やしてきたビジネスで、1年半の間で本来の目標が本当に達 成できていくのかなというのが、すごく懸念しているところがあるものですから、そこをき ちっと協議会の中でも議論していただいて、明確にその方針をある程度、3本の柱が実現で きるための方針をきちっとつくり上げていただきたいなというのが、私の思うところである。 それで懸念した内容があるものですから、質問させていただいて、今、ご回答いただいたと いうところでありますが、その終わった後、今現在はSCOPに委託して進めてきていただ いているんですけれども、終わった後、令和4年以降、先ほど構想は特にまだないというふ うに言われているんですが、そうは言っても、あと1年でそこを明確にしないと、これだけ の費用をかけて成果に結びついていかなければいけない体制は、もう既に来年の予算の段階 では、少し構想が明確になっていないと、実際の費用計上だとか活動内容に結びついていか ないのではないかというふうに思うんですが、その辺はどのようにお考えになっているかお 聞きしたい。

〇議長(塩原智惠美君) 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長(小林弘幸君) 現在のアグリ・チャレンジセンターの今後どうしていくかという、そういうことだと思うんですが、このプロジェクトは、スタートした頃は、アグリ・ビジネスセンター、先ほども言ったとおりでした。これは非常に自立を求められたテーマでして、例えば農家から何か報酬をいただいて、それで農家のためにコーディネートして、そしてそこで利益を上げていく、または運営経費を上げていく。その自立計画が本当に達成できるのだろうかという疑問点がずっとあって、このプロジェクトは進んできました。

私の去年、こういう立場になってから、もうそれは絶対無理であるというふうに一応想定はしました。農家からそれだけの経費は取れない、組織が自立だけの経費は取れない。ですから、朝日村の基幹産業は農業であるということと、もう見渡しても農地しかありませんから、これを未来永劫続けていくためには、やはり村として、村の公費でそういった事業はや

はり必要ではないかというふうに私は捉えています。

朝日村の人口で農業者人口というのは、全員がそうではありません。サラリーマンの方もいるし、商工業の方もいます。では、それだけ農業にお金をつぎ込んでいいのかということも議論の一つであるとは思いますが、年間何千万もつぎ込むのではなくて、とりあえず人件費の1人、2人でその組織が回るような、そういう体制はずっと何とか維持していきたいというふうに思っています。そして、総花的な花火を打ち上げるのではなくて、その3本のことだけはしっかりやるということで、徐々に根が張って、その体制が維持されていくんだというふうに思っています。

ですから、話が長くなりましたが、結論的には、これからもやはり公費で、プロジェクトが終わった後も、村の経費でその経費を、多分、人件費になると思いますが、賄っていきたいというふうに考えております。

以上です。お願いします。

○議長(塩原智惠美君) 清沢議員、再質問ございますか。

清沢議員。

[3番 清沢正毅君登壇]

○3番(清沢正毅君) 今後の方針等については、今、村長の思いを伺いました。

これからも、令和4年以降は村の責任で進めていくというようなお話ですし、3本の柱をしっかり確立するために、村として努力していきますという心構えも今、伺いました。

ただ、私が再三言っているのは、そうは言っても、ここまで、来年含めれば、6年間活動してきているわけですから、その成果というのは、ある程度きちっとまとめて、その3本の柱の構想は今ここに示されているんですけれども、あと1年の中で、やはりある程度の仕組み、システム化的な動きが見える、どういうふうにこの3本の柱を、どんな形で進めようとしているのか、そのくらいの具体的なシステムというか仕組み、それがアグリ・チャレンジセンターが主体で動くんですけれども、その仕組みがある程度、村民に、あるいは農家の皆さんに見えるようなものを、構想は分かっても、では、具体的にあと1年の間でどういう程度、どういうふうに取り組むかというのは、やはり費用対効果も考えれば、そのくらいのものは打ち出せるような段階までは、ぜひやっていただきたいというのが私の考えであります。

全てが明確になるかどうか、これは分からないにしても、そうは言っても、ここまで検討を進めてきて、協議会もやってきているわけですから、そういうところはあと1年の間に具体例というか、仕組み、システム、こんなところが村民や農家の皆さんにも分かるような部

分までは、ぜひ協議会で取り組んでいただきたい、見えるようにしていただきたいというのが一つと、その後、アグリ・チャレンジセンターが本当にコーディネーター1人でいくのか、2人でいくのか、村の産業振興課内できちっと運営ができる体制づくりが令和4年以降、3年だか4年以降、そういうものがきちっと構築できるように、そこまでをぜひ来年1年までの終了までの間に明確にしていただきたいなということをお願いをさせていただいて、1問目の質問は終了させていただきます。

○議長(塩原智惠美君) 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番(清沢正毅君) それでは、2問目の質問をさせていただきます。

木質バイオマス循環自立創生事業の成果と、今後の朝日村森林林業経営への取組について お伺いします。

さきにも触れましたが、木質バイオマス循環自立創生事業は、当初、朝日村の豊かな森林 資源を多段階的に活用する仕組みを構築し、林業振興や地域循環型エネルギーの創出、交流 事業の活性化等により、地域の特性を生かした雇用の創出を図ることを目的に、平成28年か ら5年計画で事業がスタートいたしました。

しかし、検討委員会において、村内に製材所を造ることや材の流通の仕組みづくり、林業就業者の育成の実現に向けて、4年間にわたって調査研究を重ねてきた結果、実現に様々な課題があり、実現不可能と判断をし、活動期間1年を残して当事業を終息することになりました。活動に費やした費用は、合計で5,400万であります。

終息に至った背景や理由については、議会も委員の1人として一緒に取り組んでまいりま したので、理解はしているものの、非常に残念なことであります。

こうした現状において、村当局からは、本事業のこれまでの成果の報告と今後の取組についての提案説明がありましたが、次の事項についてお伺いをさせていただきます。

1つ目が、当初の目的達成には無理があったとはいっても、4年間無駄な費用を費やして何も成果が得られなかったわけではないはずです。村当局として捉えている成果は何かを何います。

そして、2つ目は、その成果を生かして、村の87%を占める豊富な森林資源を活用して、 今後の朝日村森林経営や森林整備計画にどのように取り組んでいくのかを伺います。 そして、3つ目が、本年4月から林政アドバイザーとして専任者を1名採用いたしました。 既に半年が経過しておりますが、前項の森林経営や森林整備計画にどのように林政アドバイ ザーが貢献しているのか、そして3月議会の一般質問の回答として、森林経営管理の実行に 当たって、10名ぐらいの実行委員会を5月中旬に設置するとのことでありましたが、現在の 進捗状況はいかがか、以上3点お伺いします。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔產業振興課長 清沢光寿君登壇〕

O産業振興課長(清沢光寿君) それでは、清沢議員、2回目のご質問でございます地方創生 事業木質バイオマス循環自立創生事業の成果と今後の朝日村森林林業経営への取組について お答えいたします。

議員がご説明いただいたとおり、この地方創生事業は、村の豊かな森林資源を多段階的に活用する仕組みを構築し、林業振興や地域循環型エネルギーの創出、交流事業の活性化等により、地域の特性を生かした雇用の創出を目的に、平成28年度より5カ年の計画で取組を進めてまいりましたが、これまでの検討経緯と成果を踏まえ、令和元年度をもちまして終了といたしました。

この事業の当初は、村に製材所を誘致し、新製品開発や販路の拡大を図っていくという計画でございましたが、大規模な製材所は難しいと議論になり、村内に森林資源がどの程度あり、それをどう使って製材と加工につなげ、次世代につなげていくのか、検討、調査の中心に据え、進めてまいりました。

各年度における実施内容と成果を申し上げますと、これまで住民の皆様にも細かな説明等、 不十分でございましたので、ご説明申し上げます。

平成28年度は、朝日村木質資源循環利用検討委員会を立ち上げ、審議や視察を行い、今後 5カ年の実施計画を策定いたしました。

翌29年度は事業化に向け、村産カラマツ材を利用した製材や加工、製品作りについてのマーケット調査やヒアリング及び村内ニーズを把握するため、全戸アンケートを実施してございます。また、この時点において、大型の製材所誘致は難しいと判断により、木工、家具向けの製材品を供給することを目的とした短期プロジェクトと、住宅建築用材に村内で製材品を供給できる体制の構築をすることを目指した中長期プロジェクトに取り組むことといたしました。さらに、適切な森林管理を行うため、GISシステムの構築を29年度に実施いたし

ております。これは、位置情報と森林情報を連動させる仕組みでございます。

30年度は、森林の利用計画につなげるため、西洗馬生産森林組合に、区有林によるゾーニングの検討や短期、中長期プロジェクトを行う視察等を行ってございます。

そこで4カ年の成果と今後の取組でございますが、成果の一つは、村内産カラマツ材について、木工作家や消費者ニーズはあるが、品質が重要で、村内にも高品質材となる可能性のある材は存在いたしますが、現在供給できる材は適切な品質でないため、手入れを行い、育成期間を、60年生から80年から100年生とし、高付加価値を高めた活用計画を今後推進する点が確認できたこと。もう一転は、計画的な森林整備に向け、GISシステムという基盤を導入したことでございます。さらに、今事業を進める中、村が抱える問題を、林業木材産業の人材組織と共通認識ができ、新たに活動の機運も生まれ、山友会ですとか家具連絡協議会といった、林業に関わる団体ができたことが成果と捉えてございます。

このような成果を生かし、今後どのように取り組んでいくかということでございますが、 森林管理を円滑に行うため、地方創生で導入したGISデータを活用し、村の森林整備計画 を見直し、平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく森林管理の方針等を策定して まいります。

次に、林政アドバイザーでございますが、現在、林政アドバイザーにつきましては、森林経営計画と松くい虫の関係を中心に行っていただいてございます。そのために、森林経営管理につきましては、国も県もまだいろいろな準備段階を図りながら進めてまいりますので、今はその研修を行いながら、村のほうも一緒になってやっているというところでございます。進捗としましては、今後の森林経営管理制度の進捗でございますが、5月頃では大変急なことで無理でございましたので、今後は、県との相談の中、一番の基となる基本図を作るということで現在進めてございます。それが9月から10月にできてまいりますので、それに基

づき検討委員会を立ち上げ、進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 清沢議員、残り2分です。

清沢議員、どうぞ。

[3番 清沢正毅君登壇]

○3番(清沢正毅君) 今、質問に対して、成果についてきちっと説明をしていただきました。 それから現状の状況を伺いました。

せっかく専任の林政アドバイザー、これが採用されていますから、この木質プロジェクト

で得た成果、今いろいろお話ありましたGISシステム、それからゾーニング等含めて、朝日村の森林経営、それから森林整備、将来構想にそれをじっくり生かしていただいて、11月以降、検討委員会もなされるようです。そういったところを含めながら、明確な方向性をある程度示していただいて、村民にもぜひ説明いただきたいなということを、最後のお願いをして、私の質問を終了させていただきます。

○議長(塩原智惠美君) これで清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

◇髙橋廣美君

O議長(塩原智惠美君) 次に、5番、髙橋廣美議員。

髙橋議員。

[5番 髙橋廣美君登壇]

○5番(髙橋廣美君) 5番、髙橋廣美です。

私は、1問質問をさせていただきます。

同僚議員がコロナ対策等、種々質問をしておりましたので、多少かぶる部分はあるかと思いますが、私なりに進めさせていただきます。

ポストコロナ時代をどう歩むかということでございます。

新型コロナは、全国で緊急事態宣言が解除され、小康状態に入ったように見えます。しかしながら、県内においても、クラスターの発生等、いまだ予断を許さない状況が続いております。期待されるワクチンや有効な新薬も、安全面等を考えると、まだまだ先になりそうです。

我が朝日村においても、今後どのように新型コロナと歩む社会をつくっていくか、重要な 問題だと思います。

大都市では、観光業を初め、各種の業種で雇用不安が起こり、このままでは大量の失業者が発生するおそれがあります。コロナ以前から田園回帰の動きがあり、最近では都市の若者が田舎へ移住という現象が多く見られるようであります。大都市一極集中の解消により、農村と都市が共生する社会を目指すべきというポストコロナに向けての意見が多く聞かれます。

このような動きの中で、当村としては、計画的に受入れ態勢をとっていく必要があると考えます。まず、雇用の場と住居の場所であります。今後、世界の食料事情を考えると、複数

の国で自国民優先のために農産物輸出規制が行われる可能性があり、自給率向上への国民的 意識が高まるだろうと言われております。従来以上に農村移住、農業への新規参入者が増え る可能性も考えられます。半農半Xというライフスタイルをお持ちの方もいます。

小規模農家も含め、幅広い農業支援で、この難局を乗り越えるべきではないかと思いますが、当局の見解をお聞かせください。

O議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

[村長 小林弘幸君登壇]

〇村長(小林弘幸君) それでは、髙橋議員の質問にお答えいたします。

初めに、田園回帰による移住者を計画的に受け入れていく体制づくりとして、雇用の場と 居住の場が必要とのご提案についてでございます。

まず、雇用の場の確保として、基幹産業である農業分野での対策が必要だと思っております。遊休農地の増加、6工区の圃場整備が進む中、新規就農者支援を含め、農業者育成をしていかなければならないと考えております。

最大の問題点は、就農相談に来られても、今、議員もおっしゃっておりましたけれども、 すぐに農業者として生活できる住居がありません。当然、並行して検討している他の自治体 へ就農することとなっています。

今までは、来る人を待つ政策でしたが、求める政策へと転換をいたします。ここの部分、もうちょっと説明をいたしますと、今までは交流人口を増やすというような目的、それは村内への移住者を広める、そういうような交流人口、そういうような言い方で、農業者として来るのを待つ、そういういろいろな企てをしてきましたけれども、これからは積極的にこういうプログラムで農業支援の育成を図りますから、どうぞ新規に就農される思う方は朝日村へ来てくださいという求める政策へと転換を図ってまいりたいと思います。

今後、そのために打つ手といたしましては、アグリ・チャレンジセンター、先ほどからも 出ておりますが、あの実行隊を核といたしまして、空き家の調査とか空き家を農家住宅へと、 やはり村がここで整備をして、新規就農者に貸し出す、もし新規就農の相談があったら、こ の住宅を今、村で整備してありますがどうでしょうかというような貸し出す、そういう政策 をしてまいりたいというふうに思います。

そういったところの手はずが整い次第、新規就農者を募集、育成プログラムによる農業者 育成、そういったものに着手をしてまいりたいと思います。 富山県の姉妹都市であります朝日町、ここに報道によりますと、全く同じ先行事例がもうありますから、それら交流を通じて、仕組み等会得をして具現化をしてまいりたいというふうに思います。

そのほか、現在村営住宅28戸ありますが、長寿命化計画を現在作成中でありまして、今後、新規戸建ての村営住宅、それらの建設を含めて、令和4年度くらいをめどに、住宅整備に当たってまいりたいと思います。今現在28戸ありますが、10戸はもう使えない空き家状態です。ですから、ここで実際に改修するのにはどのくらいの費用がかかる、または、先ほどの新規就農者のための個別の戸建ての住宅、または新規就農者でなくても、戸建ての住宅というのは、今要求度が高まっているようでありますから、そんなことも考えていきたいと思っております。

続きまして、幅広い農業支援に関してですが、最近、著しい気候変動によって、主力出荷物である葉洋菜に大きな影響が出ているということを、農協の皆さんも異口同音におっしゃっております。そういうことの中で、品種の改良だとか、新規作物の開発支援、そういったものの検討を始めていきたいと思います。一部、農協のほうともそんな話をし出しましたけれども、今後は協議の場をちゃんと正式に設けて、中身を詰めてまいりたいと思います。

それと、先ほど清沢議員の話の中にも幾つか出ておりましたけれども、やはり小規模農家 支援といたしまして、アグリ・チャレンジセンターによる援農支援、やさいバス等の、そう いった物流の支援、こういったものは継続して支援をしていきたいというふうに思います。

そのほか、先ほども説明ありました活動の形の見えてきたものとして、朝日てらすファーム、そこの野菜のマルシェ、この間も日曜日でしたか、松本で開かれて、私も1回目、2回目とお邪魔しましたけれども、もう30分で、用意した主な野菜が売り切れているというような状態です。ですから、もっと何か仕掛けをうまくやれば、定期的にお客さんも増えたり、農家のためになるのではないかというふうに、形ができつつあるなというふうに思っています。また、そのほか、酒つくりプロジェクトなんていうことも今、進んでおりまして、活気あふれる農業集団になればいいなというふうに思っております。

そのほか、今、農業だけについて話をしてきましたけれども、野菜、朝日村イコール葉洋菜、そういった顔から、新しい顔づくりにも支援をしてまいりたいと思います。クラフト作家、家具作家が村内には十数名おられますので、そういった作家の皆さんを集めて、今、有志で、さっき話が出てきましたけれども、家具連絡協議会、こんなものが今年、発足しております。そういったものも朝日村として支援の対象になればいいなというふうにして、新し

い朝日村の顔をもっとつくっていきたいと、そんなことが、このコロナ禍におけるポストコロナ時代ですか、そんなものが寄与できたらいいなというふうに思っています。

以上でございます。

O議長(塩原智惠美君) 髙橋議員、再質問はございますか。

髙橋議員。

[5番 髙橋廣美君登壇]

○5番(髙橋廣美君) ありがとうございました。

今、村長の答弁の中に、アグリ・ビジネスセンターを新規就農者の受け皿といいますか、それで受けると。当然、1年目、2年目、そんなに早く農業一本で食える体制をつくるのは難しいのではないかと。それで、さっき私が申し上げたとおり、半農半Xであります。Xで提案ということになりますと、これもまた先ほど清沢議員のほうで出ていました木質バイオマスといいますか、森林資源に目を向けて、そこでできることから、まずあの地方創生事業ということになると、非常に大上段に構えて、さあやるぞということで、非常に今の村には合っていないというような事業になってしまったなということが、この事業の結果だったというふうに思います。

ですから、これだけの森林資源があるわけですから、さっきの家具の協議会の皆さんもそうですが、できることから手伝ってもらえるような環境ができれば、Xの部分で収入の手助けができるかというふうに思います。できれば、農とそのXで生活できるような、そういうスタイルで移住者が迎えられればというように思います。

大変難しいコロナ時代ですが、そんなふうに朝日村の地の利を生かして、ぜひ進めていってもらいたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長(塩原智惠美君) これで髙橋廣美議員の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

〇議長(塩原智惠美君)次に、6番、林 邦宏議員。林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) 6番、林 邦宏です。

私は、1問質問させていただきます。

水源林を松くい虫から守るには。

地球温暖化の影響で、連日30度を超える猛暑が続き、マツノザイセンチュウの運び屋、マツノマダラカミキリの活動が活発になり、より標高の高い赤松の森林に食域を拡大していくのではないでしょうか。大変気がかりなことです。

昨年度は標高750メートルから850メートルくらいの森林で69本の被害木が伐倒駆除された と伺っております。今年は標高900メートルを超えた森林でも被害が発生し、被害本数も80 本を超える状況になってきた大変な状況です。

当村の簡易水道の水源は、針尾大尾沢の湧水、舟ケ沢の表流水、西洗馬外山沢の伏流水が水源です。そして、どの山林域でも赤松の山林が水源の涵養機能を担っており、松くい虫害木にさせてはならない、守るべき赤松林です。

村民に安全でおいしい飲料水を安定して供給するためには、松くい虫対策には万全を期さなければなりません。早期発見、早期適切処理が必須です。土壌汚染や水質汚濁につながるような処置は厳禁です。ドローンを導入し、森林監視制度の向上を図り、水源林の松くい虫被害を未然に防ぐ体制を早期に構築したいものです。

水道の水源汚濁に関連する事項についてお伺いいたします。

1としまして、朝日簡易水道の水源領域内の山林で松くい虫被害木の発生はあるのですか。 2番目としまして、水源林内の松くい虫予防策はどのように考えておりますか。

3としまして、水源林領域内で松くい虫被害が発生したときの対応はどのようになさるのですか。

4番目としまして、水源林領域内での松くい虫被害対応のマニュアル化は、水質汚濁を発生させないためにも必要だと思いますが。

よろしくお願いします。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長(清沢光寿君) それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

まずは、産業振興課の立場でご回答いたしますので、お願いいたします。

水源林における松くい虫対策ということでございますが、まず、水源林内の松くい虫被害

の発生状況及び予防対策についてお答えいたします。

現在、水源林内における松枯れ被害木は確認されておりません。しかし、大尾沢手前の針尾地域に本年8月、3本の感染木が発見されてございます。また、外山沢での確認はございませんが、内山沢手前、桜坂公園での松枯れ被害が広がっておりまして、水源林の保護を図るため、水源林内に近い被害木も早期発見、早期処理、伐倒燻蒸処理を実施しているところでございます。

次に、3、4の水源林内の発生した際の対応及びマニュアルでございますが、村では基本的に、空中散布は実施いたしません。被害木を伐倒し、その寄生した丸太を専用の袋、シートでございますが、かけ、密封し、内部で燻蒸処理する方法で統一してございます。

なお、燻蒸する際の薬剤でございますが、農林水産省の登録薬剤で、県の農薬防除基準に 適合した薬剤を使用しております。揮発蒸散し、土壌や水系への影響は考えにくいというこ とで、県林業センターや農薬のメーカーに確認をとってございます。また、伐倒燻蒸を水源 林内で実施することは、特には規制はないということでお聞きしてございますが、また近隣 自治体も同様の方針であると伺ってございます。

しかし、薬剤は薬剤でございますので、河川敷での伐倒燻蒸は、処理は行わない、決められた分量の薬剤を使用するなど、引き続き被害木の処理対応につきましては、伐倒燻蒸処理を委託する事業者と確認をとりながら対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

〇議長(塩原智惠美君) 上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

〇建設環境課長(上條浩充君) ただいま産業振興課から、対応方法につきまして回答がございましたので、私からは、水道水の水質について、3番目のご質問の水源林で被害が発生した場合の対応、そして、4番目の水質汚濁を発生させないためのマニュアル化について、まとめてお答えさせていただきますので、お願いいたします。

議員がご心配されているように、私たちも毎日、大尾沢の浄水場で安心な水道水をつくり、 皆様に供給しておりますが、やはり気になるものは水質と水量でございます。

そこで、水源林に大規模な松枯れが発生した場合の水道水の水質についてですが、広範囲 に松を伐倒燻蒸しても影響はないということでございます。県内では、大規模に同様の対策 を行っておりますが、水質が悪化という報告は確認されておりません。

ただし、松枯れをそのままにして、山林の荒廃が進んでしまうと、土砂の流出などの理由

で影響が出る場合があると考えています。しかし、所有者のご理解をいただき、一山丸ごと 伐採しなくてはならなくなった場合でも、山林の荒廃や涵養力の低下を防ぐために植林をし、 その山林に適した樹種転換によって山林を再生していくということになるだろうと考えてお ります。

そして、対策につきましては、マニュアルというよりも、産業振興課と連携して、専門家、 また委託業者の判断を仰いで、その場に合った適正な対応を図っていきたいと考えておりま すので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(塩原智惠美君) 林議員、再質問はございますか。
林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

- ○6番(林 邦宏君) まずお聞きしたいのは、水源林の早期発見をするための森林の監視員 というのは何名ぐらいおられるのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。
- 〇議長(塩原智惠美君) 答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長(清沢光寿君) それでは、2回目のご質問にお答えいたします。

山の監視の関係でございますが、水源林だけではなくて、山の監視につきましては、村有林管理員さんがいらっしゃいまして、その方が5名いますので、各担当地域のご確認をいただいて、報告いただいてございます。また、もう一人、専門の松くい虫の関係を見ていただく、お名前は忘れたんですが、1人いらっしゃいまして、その方は特に猟友会の中に所属されている方でもあるものですから、村内をいろいろ巡りながら、発見があれば必ずご報告いただいているというところでございますので、お願いいたします。

○議長(塩原智惠美君) 再質問ございますか。

林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

- ○6番(林 邦宏君) 9月議会にドローンの導入の内容、話が、案件がのっかっています。 このドローンを導入して、監視効果が発揮できそうと思われるのはいつ頃になるのか、その 辺お聞きしたいと思います。
- 〇議長(塩原智惠美君) 答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長(清沢光寿君) それでは、3回目のご質問にお答えいたします。

ドローンにつきましては、ご説明したとおり、今回の補正予算の中にも計上させていただきました。

今後は早急に配備をしていきたいと思っているんですが、ドローンにつきましては、補助をいただく中で検討しているものですから、それがいつ納入されるか等につきましては、まだ確定してございませんので、早急に対応できるならば対応してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 再質問ございますか。

林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) ぜひこのドローンの有効活用については、急いでやっていただいて、 少なくとも水源林の赤松の中にそういう被害木が発生しないような対応をぜひとっていただ きたいと思います。

それであと、松本市の四賀地区で、今までは空中散布等をやっていたのを、急遽、樹幹注入に切り替えたと、約本数で1万3,000本という話が出ていますけれども、これに関して担当の方はどのように方針転換を捉えているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長(清沢光寿君) それでは、ご質問にお答えいたします。

松本市のほうで今回、樹幹注入されるということをお聞きしてございまして、7,000本を やるということでお聞きしてございます。ただし、非常に広い松本市の敷地の中で、一部の 地域でございまして、樹幹注入には大変費用も労力もかかりますし、今後やった場合には、 1本1本管理をしていかなければいけないということがございますので、大変難しい部分が あるのかなというふうに捉えてございますが、松本市さんのほうではやっていかれるという ことをお聞きしてございます。

今後、その効果についてはしっかり私どももお聞かせいただくような形で捉えていきたい

と思っているんですが、現在の村の中では、樹幹注入につきましては、検討はしてございません。伐倒燻蒸処理で十分対応できると捉えてございますので、お願いいたします。

なお、樹幹注入につきましては、約1本当たり、樹幹注入するごとについて、1本2,000円から2,500円しまして、本当に丸というか、木を1本丸ごとやりますと、大体1万円程度かかる予定でございます。そんなものを村として、全部の木にやっていくというのは、なかなか難しいものでございますので、伐倒燻蒸処理による処理を考えながら、これから、1本見つかれば、その周辺の木を伐倒燻蒸することによって、大分駆除ができるのではないかという方法も検討してございますので、そんな形で進めてまいるということでご理解願えればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 林議員、再質問はございますか。
林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) 伐倒燻蒸、やはり被害木を伐採して必要な丸太に切断して、そしてそれに燻蒸処理するわけなんですけれども、やはり何となく地面に直接そういう被害木を置いて、そこに薬剤を投入するということに関しては、抵抗がやはり拭えないのではないかなと思います。

それで、とにかくそこに投入する薬剤は、しっかりとそれを調査していただき、なおかつ、 安全第一になるのが優先ではないかなと思いますから、その辺もしかるべき処置で対応して いただきたいなと思います。

それと、松本の協議会の中では、やはり原野での駆除処理は成功した例がないというような話も出ていたみたいなんですけれども、いずれにしましても、そういう話もしっかりと、その背景をしっかりと聞いて、しっかりとそれが対応できるような、その背景が何なのかと、朝日村の87%の山林にはそういうことが例外になるような、そういういろいろな面から検討して対応していただきたいなと思います。

いずれにしても、これからどんどん、多分、マツノマダラカミキリの食域は広がっていき、そしてなおかつ、それに伴って当然マツノザイセンチュウも増えていくと思います。だから、本当に追いかけっこになるかもしれませんけれども、やはりしっかりと駆除木を早く発見して、それを伐倒処理して対応していただきたいということで、松茸も絶滅危惧種にも指定されたような背景になっていますし、特に舟ケ沢の流域には7へクタールくらいの松茸山が3

つぐらい存在していますし、そういうことで、ぜひ貴重な赤松の森林を対応していただきた いなと思います。

これをもちまして、私の質問は終了します。ありがとうございました。

○議長(塩原智惠美君) これで林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は全て終了しました。大変ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長(塩原智惠美君) 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時13分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署名議員

令和2年朝日村議会9月定例会 第3日

議 事 日 程(第3号)

令和2年9月11日(金)午前9時開議

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第71号から議案第87号まで及び認定第1号から認定第7号までの質疑、討論、 採決

(追加付議事件)

- 第 4 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地 方税財源の確保を求める意見書について
- 第 5 発議第3号の議案提案説明
- 第 6 発議第3号の議案内容説明
- 第 7 発議第3号の質疑、討論、採決
- 第 8 議員派遣について
- 第 9 閉会中の継続調査の申出について

出席議員(10名)

	1番	上	條	俊	策	君	2番	高	橋	良	_	君
	3番	清	沢	正	毅	君	5番	髙	橋	廣	美	君
	6番	林		邦	宏	君	7番	中	村	文	映	君
	8番	齊	藤	勝	則	君	9番	上	條	昭	三	君
-	10番	北	村	直	樹	君	11番	塩	原	智惠美		君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小 林 弘 幸 君 村 長 副村長 小 池 貴 浩 君 会計管理者兼 総 務 課 長 教 育 長 百 瀬 塩 原 康 視 君 司 郎 君 企画財政課長 上條 晴 彦 住民福祉課長 上 條 文 枝 君 君 産業振興課長 建設環境課長 上條浩充君 清 沢 光 寿 君 子育て支援 中村聡子君 教育次長 上條靖尚君

事務局職員出席者

議会事務局長 上條裕子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(塩原智惠美君) おはようございます。

初めに、高橋良二議員より本会議に遅刻する旨連絡がありましたので、報告いたします。 ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(塩原智惠美君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(塩原智惠美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

10番 北村直樹議員

1番 上條俊策議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長(塩原智惠美君) 日程第2、諸般の報告を行います。

入札結果調書が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第71号から議案第87号まで及び認定第1号から認定第7号までの質疑、討論、採決

○議長(塩原智惠美君) 日程第3、議案第71号から議案第87号まで及び認定第1号から認定 第7号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第71号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度朝日村一般会計補正予算(第5号)について)を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

〇議長(塩原智惠美君) 起立多数です。

したがって、議案第71号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第72号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立多数です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立多数です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。 本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(塩原智惠美君) 起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 朝日村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 朝日村保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 朝日村放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 朝日村子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題 といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 朝日村新たな出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題 といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 朝日村商工業振興条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

O議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 令和2年度朝日村一般会計補正予算(第6号)についてを議題といた します。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 令和2年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和元年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを 議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和元年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和元年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和元年度朝日村簡易水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号 令和元年度朝日村下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

◎追加議案 発議第3号の上程

○議長(塩原智惠美君) この際、日程第4、発議第3号の議案を上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎発議第3号の議案提案説明

○議長(塩原智惠美君) 日程第5、ただいま提出されました発議第3号について提案理由の 説明を求めます。

高橋議員。

[2番 高橋良二君登壇]

O2番(高橋良二君) 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激

な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提案理由を説明いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、 国民生活への不安が続いています。

地方自治体においては、地方税、地方交付税の大幅な減少等が避け難くなっており、このような状況において地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供し、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。このことから、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を求めるため衆参両院関係行政庁へ意見書を提出したいと思います。

この意見書への議員の皆様のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

◎発議第3号の議案内容説明

○議長(塩原智惠美君) 日程第6、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明につきましては、提案理由の説明で尽くされていると思いますので省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) ご異議なしと認めます。

よって、議案内容説明は省略することに決定いたしました。

◎発議第3号の質疑、討論、採決

〇議長(塩原智惠美君) 日程第7、発議第3号の質疑、討論、採決を行います。

発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税 財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長(塩原智惠美君) 日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(塩原智惠美君) ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申出について

O議長(塩原智惠美君) 日程第9、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付すること に、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長(塩原智惠美君) ここで、村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

〇村長(小林弘幸君) 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は多くの案件、特に決算認定を含めご審議をいただき、原案どおり可決をいただきま した。ありがとうございました。

いよいよ新型コロナウイルスが身近に迫ってきております。村内における発症も視野に入れなければなりません。同時にインフルエンザの流行する時期となりますので、ワクチンの接種においても早め早めの対応を取りますので、村民の皆様方にはご協力をお願いいたします。

議会冒頭にもお願いをいたしましたが、プライムスキー場等観光レクリエーション施設の 指定管理の承認に関しまして、後日臨時議会開催をお願いしたく議員の皆様方にはご協力を お願いいたします。

村民の皆様方には新たな生活様式の下、コロナウイルス感染予防と感染者や濃厚接触者に対し、くれぐれも誹謗中傷、差別や偏見等なきようお願いを申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(塩原智惠美君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年朝日村議会9月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時25分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署名議員